

**産業構造審議会 化学・バイオ部会
化学物質政策基本問題小委員会**

**中間取りまとめ
(パブリックコメントを受けた修正版)**

平成19年3月

目次

はじめに	3
1. 目的・背景等.....	3
2. 検討に当たっての共通的な視点等.....	4
化学物質政策の在るべき姿	5
1. 化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方について.....	5
(長期的視野に立った政策立案の必要性).....	5
(化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進).....	6
(規制と自主管理のベストミックス等).....	7
(国際的な制度調和の推進).....	7
2. 安全性情報の収集・把握について.....	8
(安全性情報の収集・把握の強化).....	8
(合理的な安全性情報取得の追求等).....	9
3. 安全性情報に係る情報基盤の整備について.....	10
(安全性情報の公表の在り方と財産権の保護).....	10
(安全性情報に係る基盤整備).....	11
4. 安全性情報の伝達について.....	12
(サプライチェーン上における情報伝達の種類).....	12
(化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とした情報伝達の在り方).....	12
(川上・川中・川下事業者における情報の伝達と共有).....	13
(製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方).....	14
5. リスク評価体制について.....	15
(リスク評価における役割分担の在り方).....	15
(リスク評価の重点分野とナノ粒子等新たな課題への対応).....	16
6. リスク管理体制について.....	17
(規制と自主管理のバランスの取れたリスク管理の在り方).....	17
(サプライチェーン上におけるリスク評価・管理の推進).....	18
7. 国際動向や国際協力への的確な対応について.....	19
(東アジア域内での共存・共栄に向けた国際協力の推進).....	19
8. リスクコミュニケーションや人材育成について.....	20
(リスクコミュニケーションの特性を踏まえた効果の最大化).....	20
(人材育成に向けた長期的戦略).....	21

注:パブリックコメント後の変更点については_____を付加

. はじめに

1. 目的・背景等

「化学物質」は、極めて広範な分野で活用される有用な基礎素材として、我々の社会・暮らしに不可欠なものである。一方で、これらはその取扱を間違えると、人体や環境を脅かす有害な物質として作用することがあるため、製造・使用・廃棄といった各段階で適切な管理を行い、問題を未然に防止することが重要となる。

昭和48年に制定された化学物質審査規制法¹は、このような問題の未然防止を図る観点から、新たに開発された化学物質の市場導入前の安全審査や有害物質の製造規制等を規定した世界最初の化学物質規制法であり、米、EU等においても、同様の市場導入前の審査等が規定された規制法が整備されている。

その後、我が国においては、累次に亘る制度の見直しや新たな制度の導入等により、化学物質審査規制法に基づく市場導入前の事前審査規制等の高度化や、化学物質排出把握管理促進法²に基づく排出把握管理等の自主管理の促進等が進められてきているものの、以下に示すような化学物質を巡る近年の環境変化や現行制度の施行状況に鑑みれば、直面している様々な課題への対応の在り方について、改めて、幅広い観点からの視野に基づく整理を行うことが必要となっている。

【化学物質を巡る環境変化】

官民において対応すべき政策領域の拡大(規制のみならず社会規範までを含む)

化学物質管理は化学産業だけの問題からサプライチェーン全体へと拡大

リスクベースの化学物質管理への要請増大(規制体系の合理化)

新規化学物質届出等の大幅増加傾向(イノベーションは進展しているものの、届出に係る官民コストは増大)

工業ナノ粒子に係る安全性問題といった新たな課題が出現

国際動向への対応

化学品分類表示調和システム(GHS)やサプライチェーンの国際化等化学物質管理のグローバル化が進展

欧州REACH、米国TSCA等他国規制見直しに係る影響が顕在化

持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)合意の実現に向けた国際的取組の活発化

(化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響を2020年までに最小化)

このため、産業構造審議会化学・バイオ部会においては、新たに「化学物質政策基本問題小委員会」を設置し、我々の社会・暮らしに不可欠な「化学物質」の安全・安心の確保と、国内外の経済社会の持続可能な発展を目的に、更なる安全・安心の追求、国際的制度調和への対応、合理的な規制体系の追求、新規化学物質開発に係るイノベーションの確保等の観点から、今後の化学物質政策の在るべき姿について、これまで9回に亘り、精力的な検討を行ってきた。

以下の内容は、本委員会での議論に基づき、今後、化学物質政策として取り組むべき具体的課題についての論点の整理を図ったものである。

¹ 正式名称: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

² 正式名称: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

2. 検討に当たっての共通的な視点等

本委員会においては、現在の我が国の化学物質政策が直面する課題について、国内のみならず国際的な動向を含め、極力、事実関係の確認と現状認識の整理を第一に行い³、その上で、個別課題や将来像についての検討を進めてきた。

本委員会で検討対象とした事項は非常に多面的で多岐に亘るものであったが、本委員会で議論を開始するに当たり、検討に当たっての共通的な視点⁴として整理した事項は以下のとおりである。

- 今後とも我が国において更なる安全・安心を担保し、かつ、化学物質に係るイノベーションを阻害しない合理的な規制体系の追求
- 国際動向等を睨んだ戦略的な国際対応やこれを踏まえた国内市場環境の整備
- 新たな評価手法や化学物質関連情報提供基盤等の基盤整備の強化
- 多様なステークホルダー間(事業者、国民、NPO・NGO、専門家、行政等)におけるリスクコミュニケーションの促進

なお、本委員会の審議では、特に、化学物質に係る各種の安全性情報^{5,6}を如何にして収集・把握し、伝達し、活用するかといった切り口に焦点を当てた議論を行うとともに、化学物質管理政策と廃棄物管理政策との関係、規制と自主管理の在り方、従前のハザードに重点を置いた規制を踏まえた上で化学物質のリスクに重点を置いた管理を如何にして一層進展させるかという点についても活発な議論が行われた。

次頁以降の「化学物質政策の在るべき姿」においては、上記の基本的視点や審議過程を踏まえ、以下の検討事項を項目として分類・整理し、各々の検討事項毎に、論点、現状認識及び今後の方向性についての整理を行ったものである。

【検討事項】

1. 化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方について
2. 安全性情報の収集・把握について
3. 安全性情報の公表や基盤整備について
4. 安全性情報の伝達について
5. リスク評価体制について
6. リスク管理体制について
7. 国際動向や国際協力への的確な対応について
8. リスクコミュニケーションや人材育成について

³ 本委員会の検討の際に参考とした事実関係と現状認識の整理については、別添の「産業構造審議会化学・バイオ部会 化学物質政策基本問題小委員会 審議資料集」を参照のこと。

なお、「化学物質政策の在るべき姿」の各項目中の「(2)現状認識」部分については、同審議資料集の関連項目からの概要を抜粋したものととなっている。

⁴ パブリックコメント手続きにおいて、「共通的な視点」に、「健康や環境に関する情報の原則情報開示を追加すべき」との意見提出があった。

⁵ 本中間取りまとめでは、化学物質の安全性情報を、ハザード情報(ハザードデータ、試験サマリー、一次レポート等)、暴露関連情報(製造・輸入量、用途情報、排出量等)、環境中運命、物理化学的性状を包含した概念として整理している。

⁶ ハザードを評価する際には、用量反応(dose response)に基づく評価が重要との指摘がなされている。

・化学物質政策の在るべき姿

1. 化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方について

(1) 主要な論点

化学物質を取り巻く環境変化を踏まえ、今後、化学物質政策の見直しを検討するに当たり、どのような課題について、どのような考え方に基づき、対応を図っていくべきか。

論点1: どのような時間軸に基づき取り組んでいくべきか

WSSD合意に基づく化学物質制度の見直しが世界的にも検討されている中、多様な化学物質管理制度が存在する我が国において、短期・中期・長期的な対応をどのように設定していくべきか。また、如何にして長期的政策を継続的に実施していくべきか。

論点2: 化学物質のライフサイクル全体をどのように視野に入れていくべきか

化学物質のライフサイクルを意識しつつ、また、予防的な取組方法という視点を持ちながら、カバーすべき範囲をどのように設定すべきか。

論点3: リスクベース管理という政策領域を如何にして一層進めていくべきか

(有害性の強さに着目して製造等の制限措置を講じてきた)これまでのハザードベース規制等を踏まえた上で、(暴露が考慮されたリスクの大きさに基づいて使用等の管理措置を講ずる)リスクベース管理を一層促進するに当たって、規制と自主管理の関係を考慮しつつ、留意すべき点は何か。

論点4: 国際的な制度調和を如何にして進めていくべきか

企業の国際展開が進展し、化学物質規制が国境を越えて作用していく状況の下、我が国として、如何にして戦略的な国際対応を図っていくべきか。

(2) 現状認識及び今後の方向性（審議資料関連部分：p.1-1～1-46）

（長期的視野に立った政策立案の必要性）

いわゆる化学物質⁷のうち、工業的に製造され流通しているものは世界で約10万種類ともいわれている。化学物質は、国民生活や産業活動にもたらす社会的・経済的な便益がある一方、これらの化学物質の中には、その取扱を間違えると人体や環境を脅かす有害な物質として作用するものもある。このため、化学物質の製造・使用等の各段階において適切な管理を行うべく、これまで各国毎の経済・社会の実状に応じて、様々な管理制度が個別に講じられてきた。

一方で、化学物質管理を全世界的な課題として捉え、国際的な協調の下で対応を進める動きも加速化している。

1992年に取りまとめられたアジェンダ21を踏まえて、2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」においては、長期的な化学物質管理に関する国際合意⁸が首脳レベルで合意されており、その後、2006年2月には、これを具体化するための行動指針として「国際的な化学物質管理のための戦略的アプロ

⁷ これまで発見又は研究開発された化学物質は、現在までに、世界全体で、CASベースでは、2005年において、天然物由来のものを含め約2800万種類ともいわれている。

⁸ WSSD首脳合意における化学物質関連部分抜粋：

「ライフサイクルを考慮に入れた化学物質と有害廃棄物の健全な管理のためのアジェンダ21の約束を新たにするとともに、予防的取組方法に留意しつつ透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」

ーチ（SAICM）」⁹が取りまとめられている。

このように、化学物質管理のステージは、各国個別の対応を図る段階から、各国毎の特徴を生かしながらも、国際的な共通目標に向かって調和的な対応を進めていく段階が更に加速化しつつあり、化学物質・化学物質を含有する製品の主要生産国たる我が国としても、この変化に率先して対応することが必要である。

このため、国際的な共通目標に調和すべく現行制度（化学物質排出把握管理促進法、化学物質審査規制法等）における課題の明確化と対応策について検討を行い、両制度や自主管理が我が国化学物質管理制度全体の中で将来的に担う役割等を整理しつつ、W S S D合意に基づく2020年目標に対応するための長期的な課題の検討を進めるとともに、短期的な課題についても個々に検討することが重要である。併せて、課題の実現に向けたアクションプランを示していくことが重要である。

なお、長期的な課題の一つとしては、各種化学物質関連法令の土台として化学物質の評価・分類等を担うといった基盤法的な枠組みについても、行政側の一元化¹⁰を含め、視野に置くことが重要であるといった指摘もなされている。

（化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進）

化学物質のライフサイクルにおける対策の重要性については、上記SAICMにおいても言及されているとともに、2006年3月に閣議決定した第三次環境基本計画においても、「ライフサイクルにわたる環境リスクの削減や予防的な取組方法の観点」に立った効果的・効率的なリスク管理が重要であると言及されている。

化学物質のライフサイクルを考慮した対応を促進する観点からは、これまで主として重視してきた製造・輸入段階での制限措置といった蛇口規制のみならず、化学物質が市場に上市された後の使用段階等での管理をより一層視野に入れた検討を行うことが必要である。

このことは、化学物質の暴露を考慮したリスクベース管理を一層推進することを必要とする（ ）が、実際の制度設計に当たっては、制度の実効性・合理性に留意することとし、より高い安全性を確保した市場環境の実現¹¹を目指した対応を図るべきである。

：リスクベース管理を一層推進することは、ハザードの極めて強い物質についてリスクの管理の観点から使用禁止にすることを否定するものではない（従来のハザード評価をベースとした規制措置は、リスクの大きさを考慮して適用される限りにおいて、リスクベース管理の一つのオプションであると言える）。

⁹ SAICMにおいては、化学物質のライフサイクルを通じたリスクの最小化・情報の共有化等が謳われていることが特徴として挙げられる。

¹⁰ 化学物質の安全評価・管理を含め一元的に対応する「安全委員会」のような組織が考えられるとの指摘もなされている。

¹¹ このような市場環境を世界に先駆けて我が国が実現することによって、我が国企業が国際市場でも通用する（環境対応）競争力を保持しうることも、副次的効果として期待される。

（規制と自主管理のベストミックス等）

化学物質管理には規制と自主管理の2つのアプローチがあるが、自主管理は、既に社内規則や業界ルールといった形で企業のコンプライアンスの中に取り込まれているという見方や、関係者によるチェック&レビューが行われている場合もあること等からも、両者は対立するものではなく、相互に補完するものである。

今後、リスクベースの管理を推進していくに際しては、事業者の創意工夫が発揮しやすい自主的な対応を基本としつつも、規制による対応とのベストミックスを追求することが重要である。

また、化学物質の適正な管理を我が国全体で進めていくという観点からは、事業者、国民、NPO・NGO、専門家、行政といった関係主体が広く参加しうる「場」作りを進めながら、併せて、各々の取り組みに対する一層の透明性を確保していくことが求められる¹²。

（国際的な制度調和の推進）

2003年の国連経済社会理事会において、化学品のハザード情報の分類、表示方法について国際的に調和されたシステムをつくることを目的とするGHSの実施が決議採択されており、世界的に統一されたルールに基づき、その情報を化学物質等安全データシート(MSDS)の提供や一目で分かるような製品へのラベルの表示で伝達することとなっている。

GHSの導入は、化学物質管理のグローバル化を促す大きな変化に繋がるとも見込まれており、また、欧州新化学品規制案(REACH)に見られるような新しい化学物質管理システム導入の動きがある等、ルールや制度が国境を越えて作用していく時代に入りつつあることを我々は認識すべきであり、我が国としても、国際的な制度調和を意識しつつ長期的な見通しをもった対応を早急に検討すべき時期にある。

特に、今後、国際的なスタンダード化が見込まれるGHSについては、各国での導入状況に留意しつつ、将来的な分類結果の調和を基本として、国内外の制度的見直しやこれを実現するための基盤整備を含めた取り組みを検討することが必要である。

また、我が国の企業の経済活動がより一層国際的なサプライチェーンの中で展開されていく状況の下、これらが国際的に与える環境上の影響等にも鑑み、国際機関や各国・地域との制度調和に向け戦略的に対応していくべきである。特に、化学物質管理体系の整備を進めているアジア地域に対して、我が国の経験を活かしたキャパシティビルディングへの更なる貢献に取り組んでいくことが必要である。

¹² 企業における自主的な対応に関しては、一定の情報公開を義務付けることや既存の外部監査制度とも連動させるべきとの指摘もなされている。

2. 安全性情報の収集・把握について

(1) 主要な論点

更なる安全・安心の追求の観点から、市場に上市される(又はされた)化学物質に対して、科学的なリスク評価を行うため、社会的に妥当かつ公正なコスト負担の下、化学物質に係るどのような安全性情報(ハザード情報、暴露関連情報)について、どのようにして収集・把握すべきか。

論点1: 安全性情報の取得範囲についてどう考えるか

化学物質のリスク評価に必要な安全性情報はどのようなものか。また、上市量や用途・性状の違いに応じて取得する安全性情報とはどのようなものか。

論点2: 合理的な情報取得を如何にして追求するか

上記の安全性情報の取得を促進するに当たり、動物愛護の観点等からも試験の重複を避けつつ、国際的又は国内において効率的に情報を活用する方策はどうあるべきか。また、ハザード情報の蓄積を効果的・効率的に進めるために、QSAR等の代替方法はどうか活用すべきか。

論点3: 情報取得を、規制又は自主的取組のどのような組合せで促進すべきか

リスク評価・管理を最適な社会的コスト負担でかつ高い信頼性を確保しつつ進めていくためには、情報の取得に係るコスト負担はどうあるべきで、それを実現するために行政側が用意すべき枠組みは何か。

(2) 現状認識及び今後の方向性(審議資料関連部分: p.2-1~2-37)

(安全性情報の収集・把握の強化)

先進国では、新規化学物質や生産量の多い既存化学物質の安全性を評価する仕組みを有しており、これらの仕組みにおいて必要とされる安全性情報のデータセットを定めている場合が多い。OECDにおいては、安全性情報のうちハザード情報に関するデータ項目の国際整合性を促進する観点から、試験評価手法のガイドライン化を進めるとともに、「上市前最小安全性評価データセット(MPD)」や年間生産量千トン超の化学物質を対象とする「高生産量化学物質初期評価データセット(SIDS)」等のハザード情報のデータセットの共通化に取り組んでいる。

安全性情報(ハザード情報、暴露関連情報)は、化学物質管理の全ての基本となるものであり、我が国としても、ハザード情報と暴露関連情報を区別した上で、これらの情報の収集¹³・把握が効率的に可能となる枠組みを構築し、これらを質的にも量的にも拡大していくことが必要である。

また、安全性情報の項目については、既に国際的にスタンダードとなっている上記のSIDS項目等を前提にして、収集・把握後の具体的な化学物質管理での活用目的を含め、明確にしておくことが求められる。

¹³ 収集の概念の中には、必要に応じて試験を行い、ハザード情報を取得する場合も含まれる。

(合理的な安全性情報取得の追求等)

化学物質の安全性情報に関しては、新規や既存を含めた化学物質数の膨大さという理由に加え、ハザード情報に関する項目の多さとこれに係るコストの問題故に¹⁴、国際的にもこれらの情報が十二分に把握されているとは言い難い状況にある。

こうした状況を改善するべく、OECDにおいては、産業界と連携したボランタリーな取組みとして、HPVプログラムといった高生産量既存化学物質に関わるハザード情報収集が進められ、米国でも同様にボランタリーな手法によるUS・HPVチャレンジプログラムが取り組まれている一方で、REACHのように、規制の枠組みの中で情報収集を行う仕組みも検討されている。

また、我が国では、従来から国が行ってきた既存化学物質の安全性点検に加え、産業界と国が連携して安全性情報を収集し広く国民に発信するための取組として、「Japanチャレンジプログラム」¹⁵を進めている状況にある。

今後、安全性情報のうちハザード情報の収集・把握を拡充するに当たっては、その取得にはコストがかかる点を共通理解とし、当該情報の活用目的を明確にするともに、化学物質の全国当たり又は事業者当たりの上市量といった量の概念についても検討を進め、当該上市量に応じた段階的な情報収集・把握を求めるといった合理的な考え方を更に導入することも検討すべきである。

また、スクリーニングに活用するデータについては、細胞を用いた簡易有害性評価手法や(Q)SAR¹⁶といった動物試験を代替する方法の精度を見極めながら、その活用を検討する等、ハザード情報の効率的な取得に向けた対応を本格化していくことも必要となるう。

なお、「Japanチャレンジプログラム」といった官民連携の取組みに関しては、自主的取組みと規制が互いに補完的に機能していくことを目指しつつも、平成20年度の間評価の結果を踏まえ、新たな枠組みへの移行の是非を含めた再整理を検討することが必要である。

¹⁴ SIDSにおいては、物理化学性状、環境運命、生態毒性、ヒト毒性等23項目が規定されており、これらの試験データを取得するには約2千万から3千万円、長期毒性も全て行うとなるとこれに加えて約4億円程度の費用が発生する。(審議資料集 p2-25 参照)

¹⁵ 「Japanチャレンジプログラム」においては、OECD・HPVプログラム等国際協力を通じた取組みと併せて、国内年間製造・輸入量が千トン以上の物質の約9割について、その収集に目処が付いた状況となっている。

¹⁶ 定量的構造活性相関手法のこと。既知の化学物質の物理化学的・化学的・生物学的性質等から、データ未知の化学物質の性質を定量的に推算する手法。このような手法は、動物愛護の観点からも、国内外ともに、積極的な導入が求められている。

3. 安全性情報に係る情報基盤の整備について

(1) 主要な論点

化学物質管理を進める上で、その基礎となる情報基盤について、どのような点に留意しつつ、整備を進めていくべきか。

論点1: 化学物質の安全性情報の公表と情報の財産権保護とのバランスをどう図るべきか

化学物質の安全性情報(主としてハザード情報)の公表を促進する上で、情報を提供した者の財産権等は、どの範囲で、どのようにして保護されるべきか。また、情報発信基盤としてのデータベース等の整備をどう進めるべきか。

(2) 現状認識及び今後の方向性(審議資料関連部分:p.6-1~6-12)

(安全性情報の公表の在り方と財産権の保護)

化学物質に係るハザード情報のうち、一次データである試験レポートについては試験の費用負担者にその財産権があるとの考え方が一般的であり、そのまま情報伝達・公表されることは希であるが、その概要である試験サマリーやハザードデータ(有害性の指標となる数値等)そのものについては、公共の安全確保の観点から公開される場合も多い。

化学物質の安全性情報は、幅広く公開され流通することが、公共の利益に資する一方、その財産権の保護に配慮しないと流通が阻害されると考えられることから、機密情報の保護と財産権に関する規定や契約が重要な役割を果たす。OECDでも、秘匿扱いにならない化学物質データ等や、新規化学物質登録に際して提出されたデータに関する財産権について勧告を出しており、REACHにおいても関連する考え方が示されている¹⁷。

こうした状況も踏まえつつ、今後、我が国としては、安全性情報のうち、上記のハザードデータといった化学物質に固有の情報に関しては、公益の観点からも、それらが企業・行政のいずれに帰属するものであるかを問わず、国民、NGO・NPO、事業者等が広く一般的にアクセスしうるものとして公表していくことを基本とすべきである。

但し、その公表に関しては、当該情報をハザードデータ/試験サマリー/一次データ(試験レポート)¹⁸といった階層で整理するとともに、費用負担者の権利が残置されるべき部分については一定の配慮が必要になると考えられる。

特に、(国に提出される)企業が財産権を有する一次データに関しては、その財産権の保護の在り方についても検討を深めておく必要がある。一方、国が財産権を有する一次データに関しては、国の一定の関与の下での利用についても認めていくことを検討すべきである¹⁹。

¹⁷ REACHでは先発者の提出データに年限を限って経済的価値を認める等、安全性情報に係る権利の保護について法令上の規定を定める動きも活発化している状況にある。

¹⁸ これらの概念的整理については、審議資料集 p6-2(安全性情報のレベル)を参照。

¹⁹ 一次データについては、著作権法上の著作物に該当するものとして整理を試みている。

また、公表ではなく、(Q)SAR の開発のための利用といった、結果的に社会全体に裨益する目的のものについては、国や民間が保有するデータを有効に活用する方策についても検討すべきである。

(安全性情報に係る基盤整備)

安全性情報の公表ツールであるデータベース等の基盤の整備が、各国でそれぞれ進められているが、米やEUにおいてはこれを長期的視野に基づき戦略的に整備している状況にある。

このような化学物質分野での基盤整備の有無によっては、化学物質の多様性や使用時での複雑性にも鑑み、(各種基盤を活用して行うこととなる)各国内での化学物質に係る安全性確保は元より、(環境対応)産業競争力確保にも影響を与えかねないとの懸念もある。

なお、我が国における化学物質の安全性情報提供基盤の例としては、三省共同化学物質データベース²⁰や、独立行政法人製品評価技術基盤機構が整備している「化学物質総合情報提供システム(CHRIIP)」が挙げられる。CHRIIPでは、化学物質総合検索システム、PRTTR制度対象物質データベース、既存化学物質安全性点検データの3つのデータベースから構成されており、年間約410万件ものアクセスが行われている。

今後、我が国としても、情報発信基盤としての安全性情報データベース等については、国家基盤としての意味合いも考慮しつつ、整備を進める必要がある。更に、各ステークホルダー(事業者、国民、NPO・NGO、専門家、行政等)が広く利用しうる情報提供ポータルとして、国が一括して整備する(分かり易い)情報提供基盤についても検討すべきである(例：三省共同化学物質データベースやCHRIIPの充実・強化等)。

なお、国際的にも安全性情報の提供が求められているところ、OECD/HPVグローバルポータルのような国際的なデータベースとの相互接続に対応しうるデータベース構造(IUCLD5等)とする等、国際的な調和・貢献を強く意識し将来の発展にも対応しうる制度設計にすることも検討すべきである。

²⁰ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に関わる厚生労働省、経済産業省及び環境省が、化学物質の安全性情報を広く国民に発信するため構築している情報提供データベース。

4. 安全性情報の伝達について

(1) 主要な論点

化学物質管理の全ての基盤となる化学物質の安全性情報等に関し、これを国際的に整合性がとれた形で分類し、伝達・表示する方策はどうあるべきか。また、リスク評価結果・管理手法についても、サプライチェーン上の事業者間で伝達し、共有できる仕組みをどのように構築すべきか。

論点1: 安全性情報等の伝達・表示はどのように進めるべきか

化学物質の分類と表示に関する国際的調和を目的としたGHSは、どのように導入すべきか。

論点2: 化学物質のサプライチェーン上の事業者間で共有すべき情報とは何か

サプライチェーン上の、川上事業者から、川中・川下に伝達すべき情報、川中・川下事業者から、川上に伝達すべき情報、には、どのようなものがあり、それらはどのような仕組みの下で伝達されるべきか。

論点3: サプライチェーン上における安全性情報伝達・リスク評価の実施・リスク削減策の共有は、関係者間で、どのような役割分担・責任分担で進めるべきか

サプライチェーン上において、事業者レベルでリスク評価を行うに当たり、評価に必要な安全性情報(ハザード情報、暴露関連情報)の内容や程度はどのようなものか。また、それら情報はどのように得られ、更に評価結果やリスク削減策等はどのようにサプライチェーン上で伝達されるべきなのか。

(2) 現状認識及び今後の方向性(審議資料関連部分: p.4-1~4-17)

(サプライチェーン上における情報伝達の種類)

化学物質に係る安全性情報のうち、試験レポートやその試験サマリーは、規制に基づく審査時に国に提出される場合や、ボランティアなプログラムのもとで国や国際機関に提出される場合もある。一方、ハザードの分類結果や取扱い情報は化学物質を扱う事業者間で伝達されることが多く、MSDS等が媒体としての役目を担っている。

なお、化学物質のサプライチェーンにおける安全性情報の伝達は、国際的にも様々な観点²¹から進められており、大きく分けて

化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とするもの

製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とするもの

の2種類に大別できるが、議論する際には各々の当該情報伝達の目的に鑑み、両者を区別して考えなければならない²²。

(化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とした情報伝達の在り方)

化学物質の性状及び取扱いに関する情報をサプライチェーン上の川上事業者から川下事業者に伝達する制度としてはMSDS制度があり、危険有害な化学物質・製品を安全に取り扱うために必要な情報を関係者で共有し、それらによる健康被害や環境汚染を未然に防止することが目的となっている。

²¹ 例えば、MSDS、GHS、グリーン調達推進協議会での取り組み、REACH等が挙げられる。

²² サプライチェーンにおける安全性情報伝達において、両者の意味する違いについては、審議資料集 p.4-3(サプライチェーンにおける安全性情報伝達の全体像)及び p.5-3(ライフサイクル段階別に見たリスク管理手法の在り方)を参照のこと。

また、化学品の危険有害性情報の分類、表示方法について、国際的に調和されたシステムをつくることを目的とするGHSでは、全ての化学物質及び化学品を対象²³として、危険有害性（ハザード）に基づいて分類するための判定基準と、分類結果に従った製品へのラベル表示やMSDSによる危険有害性の情報伝達に関する事項が示されている²⁴。

我が国におけるサプライチェーン上での適切な情報提供・安全管理を行うためには、まずは、MSDS制度の更なる充実・強化を図るとともに、GHSに即した対応をより一層促進していくことが重要である。

なお、GHSを推進するに当たり、現行のMSDS提供義務物質が限定的にリストアップされる方式ではGHSの趣旨を満たせないおそれがあるとの指摘もなされていることから、MSDS提供対象物質の拡大等についても、制度的な対応を含め検討を行う必要がある。

一方で、GHSの導入は、国際的にも緒に付いたところであり、分類する際の情報不足や分類結果の相違が多々発生するといった混乱が起きかねないとの懸念や、混合物を実際に分類する際現状では事業者が容易に対応出来ないと予想される部分もあるのも事実である。このような状況を踏まえると、混合物の分類や消費者向け製品への表示といった分野での制度的対応も視野に入れることは極めて重要であるが、その導入に当たっては、まずは自主的対応を促進しつつ、制度的対応に関しては、製品の特性を踏まえた長期的スケジュールに立った段階的な対応を図ることが重要である²⁵。

更に、各ステークホルダー（事業者、国民、NPO・NGO等）がGHSに基づく製品へのラベル表示及びMSDSを正しく理解して管理等に反映させるためには、GHS情報の理解促進に寄与するようなコミュニケーションの手段についても、GHS導入促進と併せ、措置することが重要である。

（川上・川中・川下事業者における情報の伝達と共有）

懸念されるリスクやリスク評価結果、リスク軽減策等の情報伝達も新たな課題であり、事業者自らサプライチェーン上の暴露関連情報を収集し、リスクを評価した上で、関係者に伝達する仕組みを構築する動きも現れてきている。特に、REACHでは、化学物質のサプライチェーンの上流・下流での情報共有に関する規定が一つの特徴となっており、川上事業者に対し、リスク評価等を義務付ける一方、川下ユーザーに対し、川上事業者への用途情報提供を義務付ける等、川上・川下の双方向の情報伝達による合理的なリスク管理が目指されている。

サプライチェーン上での安全管理を促進するため、このような動きも参考にしつつ、川中・川下における暴露関連情報とこれに即した安全管理手法・リスク削減手法を、川上も含めたサプライチェーン上で共有・活用する取り組みや仕組みについても検討することが必要である。

²³ 医薬品等の用途のものは除く。

²⁴ GHSの導入により分類表示に関する情報伝達が国際的に統一化され、化学品の試験や評価の重複が回避されるとともに、危険有害性が国際的に適正に評価されることによって、確認された化学品の国際取引が促進されることも期待されている。なお、GHSそのものは、国際的には法的拘束力のある取決めとなっていない点には留意が必要。

²⁵ 段階的な対応としては、純物質・混合物といった進め方（EUのGHS規則案スタイル）や、事業者間製品・消費者製品といった進め方が考えられる。

(製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方)

欧州の ELV 指令、RoHS 指令等の動きに対応して、我が国の電気・電子や自動車等の産業界では、サプライチェーン上での含有化学物質情報伝達システムを構築し、含有化学物質の把握や管理を行おうとする動きが活発化している。また、我が国では、資源有効利用促進法に基づく新たな制度が 2006 年に導入され、7 品目の指定製品について特定化学物質(6 物質)を含有している場合は、含有マークを始めとする含有情報の提供を行うことが義務付けられている。

これらの措置は、最終製品が廃棄物となった際の環境汚染防止の観点、すなわち、最終製品中の化学物質が廃棄物となった際の適正処理を担保するための観点からの政策といえるが、具体的には、最終製品の設計製造段階において、当該製品に含まれる特定の化学物質の含有量をコントロールしようとするものである。

なお、製品に含まれる化学物質等に係る政策手法については、特定の化学物質の「含有禁止」に加えて、上記の資源有効利用促進法や EuP 指令²⁶の動きにあるように「含有情報の開示義務」へと展開している傾向も見て取れるが、これは、製品のライフサイクルを考慮しトータルに環境負荷を低減させるために、設計・製造段階から環境配慮を求め、製品に含有される物質をコントロールしていくという「環境配慮設計」の考え方に基づくものである。

なお、これらの政策の遂行に欠かせない「化学物質の含有情報の事業者間での伝達」という部分は、「化学物質に関する安全性情報の事業者間での伝達」という化学物質管理政策と同じ方向性を指向していると言える。

また、川上・川中・川下事業者の自主的な連携により、化学物質・調剤が成形品に変化する際に、必要となる化学物質情報の適切な伝達を行う(アーティクルマネジメント)といった動きも見られつつあり、このようなサプライチェーンにおける情報伝達の取り組みについては、中小企業における対応促進の観点からも、行政による支援含め、社会全体でサポートしていくことが重要である。

製品含有情報の伝達においては、情報収集や伝達における過度なコスト負担の発生、微量化学物質情報等営業秘匿として管理すべき情報の第三者への漏洩等の問題もあり、2006 年 5 月には、産業構造審議会化学・バイオ部会製品含有化学物質伝達WGにおいて、サプライチェーン上での含有化学物質情報の伝達に関する基本的な共通認識の醸成に向けた「製品含有化学物質情報伝達に係る基本的指針」が取りまとめられた。

このように、(廃棄物・リサイクル政策からの要請に基づく)廃棄物処理段階で必要となる情報(製品中の特定化学物質の含有量等)及び当該情報の開示ということに関しては、営業秘匿情報の取扱いを含め、どのような情報が必要であるのかについての整理や、廃棄物・リサイクル事業者や消費者等への製品含有物質の開示の枠組みについての考え方の整理を更に行うことが求められている。

²⁶ エネルギー使用機器に対するエコデザイン要求指令(Eco-Design of Energy Using Products)。製品の環境特性に係る情報提供等を規定。

5. リスク評価体制について

(1) 主要な論点

リスク評価を更に進めるため、化学物質等に関するどのような安全性情報(ハザード情報、暴露関連情報等)を把握すべきか、また、それらをより積極的に把握する方策はどうあるべきか。さらに、事業者による自主的なリスク評価の実施等、我が国におけるリスク評価体制の高度化について、どのようにして推進すべきか。

論点1: リスク評価に当たっての役割分担をどう考えるか

リスク評価を更に進めるに当たり、行政、事業者を含む関係者の役割分担はどうあるべきか。

論点2: リスク評価に必要な情報とは何か

リスク評価、特に暴露評価に必要な情報にはどのようなものがあり、それらはどのような仕組みの下で収集されるべきなのか。

論点3: リスク評価・リスクベースの管理を化学物質管理政策にどのように取り入れるのか

リスク評価やリスクベースの管理を化学物質管理政策の中で活用する際、従来の仕組み・範囲、役割分担で十分か。ナノ粒子等新たな課題、化学物質のサプライチェーン上の関係者の役割等をどう考えるか。

(2) 現状認識及び今後の方向性(審議資料関連部分: p.3-1~3-36)

(リスク評価における役割分担の在り方)

膨大な数の化学物質について、安全を担保しつつ、より合理的に使用するためには、リスクベースでの管理が不可欠と考えられており、適切な化学物質管理を促進するためには、国際的にも、ハザード評価に加えて、実際の暴露状況を踏まえたリスク評価も視野に入れていく流れにある。

リスク評価を誰が実施するのかに関し、米TSCAや現行EU指令では、上市量に応じた暴露関連情報やハザード情報の提出を事業者に求め、実際のリスク評価は行政が行うことを基本としているが、REACHでは、リスク評価を事業者の義務として規定される予定となっている。

今後、我が国においてリスク評価の実施を本格化していくに当たり、我が国なりの合理的なリスク評価体制を構築する必要がある。その際、リスク評価を行政又は事業者のいずれが行うにしても、これを推進するための仕組みについて制度的又は自主的対応を組み合わせ、検討を進めるべきである。

例えば、リスク評価すべき物質の優先順位を勘案しつつ、全国・地域レベルのリスク評価は行政が、個別事業所・製品レベルのリスク評価は事業者が行う等、対象とするリスクの性格を考慮した対応を検討していかなければならない。

また、リスク評価を行うに必要な暴露関連情報等に関し、ライフサイクルにおけるどの段階でのリスク削減を目標にするのかを明確にしつつ、製造・輸入量といった基礎となる情報を含めて暴露に関する情報を、より円滑に、収集・活用する仕組みについて新たに検討すべきである。

(リスク評価の重点分野とナノ粒子等新たな課題への対応)

全ての化学物質に対してリスク評価を実施することは事実上困難であるため、実際には評価対象となる化学物質の優先順位を一定の考え方に基づき定めた上で、リスク評価を行う化学物質を具体的に選定していくこととなる。

今後、このような優先順位の考え方については、(Q)SARを用いた効率的な順位付けの仕組みの導入等、より詳細な検討を行うことが必要であるが、重点的に対象とすべき化学物質としては、生産量や用途といった暴露の面から一定レベル以上の暴露が想定されるもののうち、CMR（発がん性・変異原性・生殖毒性）やvPvB（高残留性・高蓄積性）に該当するものを念頭に置いた整理を図ることが重要²⁷である。

また、ナノテクノロジーは、次世代の産業基盤技術として、幅広い分野で社会に大きな便益をもたらすことが期待されている一方、粒径が極めて小さいことに起因する新たな特性を有するが故に、人や環境に対する影響可能性についての懸念も指摘されており、かつ基本的な問題に対しての明確なデータが国際的にも得られていないのが実状であり、各国共通の新たな課題として検討が緒に付いた段階である。

OECDでは、本問題に対する国際的に調和の取れたアプローチを実施する観点から、2006年10月に、新たに「工業ナノ粒子安全部会」を設置し、ナノ粒子の定義や特性、安全性評価手法等の検討に着手しており、これと同時並行的に、経済産業省では、関係省庁とも連携しつつ、平成18年度から5カ年計画で、ナノ粒子のリスク評価手法等の開発プロジェクト²⁸を開始している。

また、我が国においても第3期科学技術基本計画（2006年3月閣議決定）において、「新規の物質への対応と国際貢献により世界を先導する化学物質のリスク評価管理」は基本計画期間中に重点投資する戦略重点科学技術に位置付けられており、ナノテクノロジーの社会受容・責任ある推進のため、関係府省が連携・共同して取り組む検討会を2007年1月から開始する予定である。

このような状況を踏まえ、安全という観点において科学的に未知の部分があるナノ粒子等新たな課題については、新技術の健全で責任ある発展を促進するために、我が国は率先して科学的知見の充実や評価を強力に推し進め、各ステークホルダー（事業者、国民、NPO・NGO等）への情報提供を図るとともに、総合科学技術会議での議論やOECD等との国際的な議論と軌を一にしつつ、必要な対応²⁹を図るべきである。

²⁷ 感受性が高いといわれているグループへの配慮が必要との指摘もなされている。

²⁸ 本年10月に開催されたOECD化学品合同会合工業ナノ材料安全部会において、本プロジェクトはナノ粒子安全性問題に係る体系的なリスク評価を行うものとしては国際的にも最大規模の取り組みであるとして、米国をはじめとするOECD各国から極めて高い評価を受けている。

²⁹ ナノ粒子については、その有害性の知見が未解明の現時点においては製造・使用等を一時中止すべきとの意見や、今後の対応に係る意志決定に多様なステークホルダーも参加すべきとの意見もあった。

6. リスク管理体制について

(1) 主要な論点

化学物質等の管理に関し、チェック&レビューによる自主管理を基本としつつも、自主管理を誤ると重大な被害を生むような化学物質等については法令の枠組の中で管理を進める等、バランスのとれた方策はどのようにして推進すべきか。

論点1: 規制と自主管理のバランスのとれたリスク管理の在り方とはどうあるべきか

自主管理によるリスク管理と法的枠組による管理は、それぞれどのように位置付けられ、どのように組み合わされるのが最も合理的なのか。(化審法と化管法の役割分担等)

論点2: サプライチェーンの各段階でリスク管理を進めるに当たりどのような仕組みが必要か

リスクを削減していくためには、サプライチェーン全体で化学物質を管理していくことが重要であるが、各段階での役割分担は如何にあるべきか。また、化学物質の加工・使用事業者によるリスク管理を促進するためには、どのような仕組みや枠組の下で進めるべきなのか。

論点3: 事業者によるリスク評価・管理を促進するためにはサプライチェーン上でどのような情報をどのような方法で伝達すべきなのか

事業者自らがリスク評価・管理を行う上でどのような情報が必要で、それらをサプライチェーン上で共有するための仕組みは具体的にどうあるべきか。

(2) 現状認識及び今後の方向性（審議資料関連部分：p.5-1～5-23）

（規制と自主管理のバランスの取れたリスク管理の在り方）

ライフサイクル全体を見据えた場合、リスクには様々な態様が存在することから、製造工程におけるリスク管理や製品に含まれる化学物質のリスク管理等、リスク評価・管理の対象毎に様々な手法が検討されている。我が国においても、個別規制法に基づく規制的手法や、レスポンスブル・ケア等に基づく自主管理的手法による安全確保の取り組みが展開されている。

リスク管理を実践するに当たっては、我が国全体・固定発生源・地域・製品といったレベル毎のリスク評価結果を踏まえ、リスク評価実施者が具体的に対処すべき優先順位を明確にし、優先順位に基づく管理手法を検討していくべきである。

その際、規制と自主管理の特徴を活かして、リスクの大小に応じた枠組みや事業者による創意工夫発現を支援・促進する枠組みを、社会的・経済的な観点も考慮しつつ、規制的又は自主的双方の観点から、構築すべきである。なお、自主管理については、特に、その充実・強化に努める必要があるが、その自主管理の進捗状況を第三者が把握出来るような仕組みも設けるといった組合せについても検討に値すると思われる。

また、リスク削減手法の検討に当たっては、削減効果と必要なコストとの見合いを考慮しつつ、安易な物質代替による新たなリスク発生を起こさないよう、手法の妥当性についても考慮する必要がある。

(サプライチェーン上におけるリスク評価・管理の推進)

リスク評価を行うに当たっては、サプライチェーン上での化学物質の使用実態や暴露関連情報についての情報も必要となるが、これらについては従前十分に把握されていないのが実情である。一方、海外においては、製造者のみならず使用者までを適用範囲とする米国TSCAでのSNUR(重要新規利用規則)や、暴露シナリオやリスク削減措置を含む欧州REACHでのCSR(化学的安全性レポート)といったサプライチェーンに亘る管理を規制的に導入していこうとする例も存在している。

ライフサイクル全般に亘って化学物質の安全性確保を目指すというリスクベースでの管理を一層強化していくに際しては、製造・輸入事業者のみならず、サプライチェーン上の使用・加工事業者も必要な情報を提供し、リスク評価・管理にも関与していく仕組みが重要となる。

このためには、現行MSDS制度の充実・強化を進め、サプライチェーンで、川上からハザード情報をMSDSにより提供し、川中・川下からはリスク評価のための用途情報や暴露関連情報を収集していくといった協力及び情報共有体制を構築していくことも必要である。

また、サプライチェーン上での事業者レベルのリスク評価は、それぞれの事業者が行うことを基本としつつも、情報提供等の川上/川中/川下事業者間の役割分担については、個別のサプライチェーンの実態に合わせた形で、関係者間での明確化を図ることが必要である。各事業者間での健全な事業活動とサプライチェーン上のリスク評価・管理の促進を両立するためには、役割分担の考え方の提示等行政による環境整備も重要である。

なお、サプライチェーン上の個々の事業者によるリスク評価を推進する上で、共通基盤的要素については、例えば、標準化された暴露シナリオや簡易リスク評価手法等の基盤ツールの整備について更に強化していくとともに、業種や用途に応じた配慮を行い、中小企業を含めた広範囲な事業者が利用出来るようなツールの開発を行うことが必要である。

7. 国際動向や国際協力への的確な対応について

(1) 主要な論点

東アジア域内における化学物質に係る貿易が拡大傾向にある中、国際協力の観点からの東アジアにおける化学物質管理の能力構築に向けた課題は何か。

論点1: 東アジアにおける優先的課題は何か。

日本と東アジアの貿易・投資関係が拡大する中、東アジアにおける化学物質管理を巡る今後取り組むべき課題は何か。特にSAICMの採択を受けて開発途上国の化学物質管理能力構築支援として優先的に取り組むべき課題はどのようなものであり、如何にして実現していくべきか。

(2) 現状認識及び今後の方向性（審議資料関連部分：p.7-1～7-16）

（東アジア域内での共存・共栄に向けた国際協力の推進）

化学品分野における日本と世界との貿易関係は急速に拡大しており、輸出ではASEANを除く東アジア（中国・香港、韓国、台湾）が、輸入ではアジア全体の伸びが大きくなっている。また、化学産業の対外直接投資に関し、アジアについては相対的には小規模な投資案件が多いとはいえ、件数ベースでは全体の5割以上を占めている。

化学産業以外の製造業による対外直接投資も同様の傾向にあり、自動車産業や電気電子産業と言ったユーザー産業のアジア展開と国際分業の進展に伴い、化学品の取引の拡大、アジア域内での貿易も活発化している等、我が国の貿易相手国・地域としての東アジアの重要性は益々高まっている³⁰。

今後とも、東アジア各国を重要な貿易パートナーとして位置付け、この域内で共存・共栄していくためには、我が国は、アジア域内の持続可能な発展に貢献していくという観点の下、産業界とも連携して、東アジア地域における化学物質管理能力の向上を、従前以上に各国と協力して高めていかなければならない。

その際、ASEANにおける経済統合の動きも踏まえつつ、国によって考え方や制度が異なる点を配慮し、相手国が能力に見合った受入可能な支援やロードマップを描きつつ、共に持続的発展を図っていくことが重要である。

また、我が国産業界が国際的に展開しているサプライチェーン網でのBtoBベースでの対応も図りながら、各国の化学物質管理政策の実態把握と化学物質管理に係る我が国の歴史・経験に基づく優良事例等の方法論の共有化といった具体事例に基づく実践的な協力を進めるべきである。併せて、キャパシティビルディングの根本は当該国における人材育成であることから、国レベル・工業会レベル・企業レベルといった各層での人材交流を、人材育成のための基盤整備とともに、多面的に展開していくべきである。

また、先進各国と同様の化学物質審査制度等の導入を進めつつある国（中国等）に対しては、産業界との関係においても特に重要性が高いことから、二国間政策対話といった政府レベルの関係強化に向けた取り組みを展開していくべきである。

³⁰ SAICMでは開発途上国での化学物質管理能力向上を謳っているところ、欧州は率先してこれを展開しており、我が国としても長期的視野をもって対応を図る必要がある。

8. リスクコミュニケーションや人材育成について

(1) 主要な論点

化学物質管理を進める上で、不可欠なリスクコミュニケーションや人材の育成における課題は何か。

論点1: 今後、如何にして、リスクコミュニケーションを進めていくか。

リスクコミュニケーションに期待されている役割と、それを推進する上での留意点は何か。

論点2: 今後、如何にして、人材を育成していくか。

化学物質管理に必要とされる人材とはどのようなものか。人材育成に当たっての留意点は何か。

(2) 現状認識及び今後の方向性（審議資料関連部分：p.8-1～8-9,9-1～9-9）

（リスクコミュニケーションの特性を踏まえた効果の最大化）

化学物質のリスクコミュニケーションとは、化学物質に係る関係者（事業者、国民、NPO・NGO、行政等）が、それぞれの立場の違いを十分に認識しながら、リスクやその対策等に関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図り、理解と信頼の関係を築くためのものであり、リスク管理（リスクマネジメント）を進める上で重要な要素である。例えば、リスクコミュニケーションの実施により、企業にとっては、地域住民との信頼関係の構築、住民の問題意識を把握することによる効率的なリスク管理の実施、企業イメージの向上等が、地域住民にとっては、情報不足に起因する不安の払拭等の効果が期待される。

しかしながら、リスクコミュニケーションは、常に満足のいく結果をもたらすとは限らない。例えば、リスクコミュニケーションを実施する関係者間での信頼感や関心の有無によって、その結果は大きく異なるとも言われているが、これ以外にも、メディアの断片的な（時として不正確な）報道による影響、「リスク」という概念に対する理解不足、企業や行政等の参加メンバーにとってのリスクコミュニケーションの位置付け・目的や思惑の違い等が成否に関係する要因と指摘されている。

米国環境保護庁が1998年に取りまとめた「リスクコミュニケーションの7つの基本ルール」においては、大衆を正当なパートナーとして受入れ、連携せよ、注意深く計画を立て、その過程と結果について評価せよ、人々が特に関心を持つ事項に耳を傾けよ、正直、率直そして透明性を高めよ、他の信頼できる人々や機関と協調し、協働せよ、メディアのニーズに合わせよ、いたわりの気持ちを持ちつつ、はっきり話し、情熱を込めよ、という7項目の基本的なルールが整理されているが、これらは、リスクコミュニケーションを実施する上での心構えとして、有意義な示唆を与えていると言えよう。

一般論としては、どのような分野・領域であれ、「リスク」を完全に排除すること、すなわち「ゼロ・リスク」を実現することは困難である。化学物質管理分野においても、このような「リスク」のそもそもの特性を理解した上で、これを最小化するための各種の方策を講ずることが必要であるが、関係者間での情報共有等透明性を高めた対応を取るためにも、リスクコミュニケーションの果たす役割は大きい。

なお、リスクコミュニケーションにおいては、関係者間のつながりを果たすコミュニケーターの役割も重要となる。客観的第三者としてのコミュニケーターには、大学等の教育関係者が担う場合が多いが、リスクコミュニケーションの効果を最大化するためには、コミュニケーターの適切な関与の下、上記の要因(リスク概念に対する理解不足、目的・思惑の相違、メディア影響等)や示唆を踏まえた上で、関係者間の問題意識を如何に共有化していくか、制約要因を如何に解消していくか、といった点を考慮しながら進めていくことが重要である。

(人材育成に向けた長期的戦略)

我が国における化学物質管理を更に推進していくためには、制度や枠組みの整備、実施体制の整備・強化とともに、ハザード評価や暴露・リスク評価手法の確立や知的基盤の整備が必要であり、そのためにも、実際にリスクの管理・削減等に取り組む人材を確保・育成していくことが不可欠である。また、リスク管理自体、企業の経営問題として対応していくことの重要性が増している。

一方、現状をみると、企業におけるリスク評価・リスク管理等を行う人材の不足が課題になっているのみならず、市民レベルや行政においても、リスクコミュニケーション等を推進すべき人材が不十分な状況にある。また、化学物質管理に関連する専門的分野のうち、実際にはリスク評価に限ってみても欧米に比べて人材育成の裾野を広げる余地³¹が残されており、とりわけ、毒性学については、教育システムを強化することが急務である。

従って、人材の確保・育成に向けては、中長期的な課題として、高等専門教育をはじめとする教育のあり方を見直すと共に、短期的には、化学物質管理組織体制の強化に努める国内外の企業や行政の事例を参考にしつつ、関係者各主体による人材の育成を積極的に進めることが必要である。

その際には、住民・企業・専門機関・行政等が連携して、訓練された人材が活躍できる場やポストを具体的に設定・拡大していくとともに、毒性やリスク評価の専門家、リスクコミュニケーションにおけるコミュニケーターといった社会的に重要な役割を果たす専門家の育成・強化に向けた教育体系、社会的評価を見直すことも重要である。

また、適切な化学物質管理を我が国全体で進展していくためには、専門家の育成のみならず、広く一般国民、特に若年層における理解を促進しておくことも重要である。このためには、例えば、GHSの普及・啓発の対象として初等教育場面の活用や、キッズページのような広報手段の整備による若年層段階での対応についても検討すべきである。

³¹ 疫学や生態影響学についても、同様との指摘がなされている。

化学物質政策基本問題小委員会中間取りまとめへのパブリックコメントに対する考え方

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
総論			<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 ・4化学物質管理政策と廃棄物管理政策との関係 ・意見内容 <p>物はすべての化学物質から成り立っていることは自明であり廃棄物も例外ではない。化学物質管理政策と廃棄物管理政策の関係を議論することにどのような意味があるのか説明して頂きたい。廃棄物処理法で目標としている廃棄物の管理政策では、廃棄物中のさまざまな有害物(必ずしも化学的影響だけではない)とその影響を最小化することを目的としており、「化学物質」に関してその中で特にとりあげて議論する理由は理解できない。特定の化学物質が産業廃棄物の最終処分場から漏出すること起因する環境汚染の問題は、廃棄物処理法の中で解決すればすむことであり、「化学物質」の問題で考えることには無理がある。廃棄物は組成や性状に特定が可能であるものではないことから、中間取りまとめに盛り込まれている「リスク管理」の考え方を廃棄物、とりわけその中に含まれている物質に適用することは適当ではない。</p>	<p>ご指摘の「化学物質管理政策と廃棄物管理政策との関係」につきましては、本委員会でも多くの議論を頂きました。これらの関係に関しては、中間取りまとめ及び審議資料集中の以下の該当部分をご参照下さい(中間取りまとめp14の「製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方」、審議資料集中p4-1~25の「情報伝達」部分、p5-1~22の「リスク管理」部分)。</p>
総論			<p>1. 目的・背景等/共通的な視点等(3,4ページ)</p> <p>(1) 産業を推進するという立場からの政策が強調されており、“人の健康と環境を守る”という視点が希薄である。</p> <p>(2) 安全性を確認するデータのない化学物質は市場に出さないという考え方を明確に打ち出すべきである。安全性情報のない化学物質を市場に出して人の健康と環境を危険にさらすことは許されない。</p> <p>(3) 現在の化学物質管理を抜本的に見直し、既存化学物質と新規化学物質の区別なく一元的に管理する統合的な化学物質法を新たに制定すべきである。</p> <p>(4) アスベスト問題の検証と教訓を反映すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードの高い物質でも「管理使用」すれば大きな問題は起きないとする「リスク管理」手法に限界があった。 ・労働者や一般市民に「ハザード情報」が伝えられていなかったために被害が拡大した。 ・縦割り行政の省庁対応のために総合管理ができず、一貫した安全対策がなされなかった。 ・予防的アプローチがとられず被害の拡大を招いた。 <p>(5) 従来の公害被害とは異なるシックハウス・シックスクール症候群や化学物質過敏症など極微量の化学物質によって起こる新たな化学物質被害に対応できる化学物質管理を検討すべきである。</p> <p>(6) 化学物質管理が関わる製造、使用(製品)、廃棄のライフサイクルのうち、小委員会、したがって「中間取りまとめ」において、廃棄に関わる議論がほとんどなされていない。廃棄までを含んだ全ライフサイクルについて検討すべきである。</p>	<p>化学物質管理の根元的な目的が「人の健康と環境を守る」ことであることは、論を俟たない事実です。この点につきましては、中間取りまとめp4の共通的な視点においても「今後とも我が国において更なる安全・安心を担保し」として記載されておりますが、この点が希薄とならないよう、今後の具体的な制度見直しの際においても留意して参ります。</p> <p>安全性を確認するデータの重要性については、本委員会でも多く議論が行われました。既存化学物質を含めたハザード情報の収集把握の強化やこれを積極的に公表していくことについては、中間取りまとめp8「安全性情報の収集・把握の強化」、p9「合理的な安全性情報取得の追求等」、p10「安全性情報の公表の在り方と財産権の保護」に記載されておりますのでご参照下さい。</p> <p>アスベスト問題の教訓を生かすべき点につきましては、審議過程においても委員から指摘を頂いておりますので、今後の具体的な制度見直しの際においても留意して参ります。</p> <p>廃棄に関わる議論に関しては、本委員会でも多くの議論を頂き、関係省から廃棄物データシート等についての状況説明も頂いておりますので、引き続き、関係省との連携を進めて参りたいと考えております。また、これらの関係に関しては、中間取りまとめ及び審議資料集中の以下の該当部分をご参照下さい(中間取りまとめp14の「製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方」、審議資料集中p4-1~25の「情報伝達」部分、p5-1~22の「リスク管理」部分)。</p>
総論			<p>2 化学物質管理の目的について</p> <p>化学物質管理の在り方を検討するにあたっては、幅広い観点からの視野に基づく整理が必要であると記載されていますが、以下の観点についての基本的枠組みが明確ではありません。よって、これらについても検討されるよう提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な社会の構築 生態系の保護 胎児・子どもへの影響を重視した管理 先進国としての責任 被害者救済の在り方 	<p>ご指摘頂いた点につきましては、本委員会における審議過程においても、重要な視点としてこれらに関連する事項の整理・検討を行い、「中間取りまとめ」中にも関連する事項が記載されております(及び ;p5のWSSD部分、 ;p26の補足説明26、 ;p6の第一段落)。</p> <p>また、審議の過程にて検討材料とした資料につきましては、「化学物質政策基本問題小委員会審議資料集」として纏めておりますので、以下の該当箇所をご参照下さい(p1-7「化学物質管理政策の方向性」部分)。</p> <p>なお、被害者救済に関し、審議過程にて、委員から意見提出を頂いておりますが、他の事項とは性質が異なるものとして中間取りまとめ中には言及しないこと当該委員からの合意を得ております。</p>
総論			<p>2. アクションプラン(6ページ)</p> <p>(1) 具体的にどのようなアクションプランをいつまでに作成するのか明確にし、国民にその作成をコミットすべきである。</p>	<p>課題の実現に向けたアクションプランを示すことの重要性は、審議過程においても指摘されておりますので、今後、制度見直し等を審議する関係省との合同審議会における検討において明確化して参りたいと考えております。</p>

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
総論			<p>[意見3-6] [意見3-5]に関連して、OECDが確立した「化学物質総合管理政策」の趣旨に則った「化学物質総合管理」の法律制度への変革においては、とりわけ、以下の全ての事項に対処することが不可欠であります。 社会に流通する全ての化学物質の人および環境に及ぼしうる影響を評価し管理する総合管理の法律を制定する。 この法律の執行を支える情報管理、ハザード評価、曝露評価、初期リスク評価などを担当する総合的な評価機関を設置する この法律に基づいて社会に流通する化学物質の製造・輸入や使用の状況、ハザードデータ、ハザード評価、曝露評価、リスク評価などに関する情報を一元的に収集し管理する。 新規化学物質の審査を一元的に行うため、現在、化学物質審査規制法と労働安全衛生法に分散している新規化学物質の審査制度をこの法律に統合する。 この法律に基づいて既存化学物質の人および環境に及ぼしうる影響の初期リスク評価を包括的に行う。その場合、人への影響の初期リスク評価は、評価対象物質の用途に応じて労働者曝露、消費者曝露および環境経由の一般市民の曝露の実態に則して行う。 初期リスク評価の結果により人または環境に及ぼしうる影響のリスクが特に懸念される化学物質について製造・輸入や使用に関する制限規定を設ける。そして、リスクが懸念される管理領域を担う他の法規を所管する省庁との連絡調整を行う。 この法律に基づいて化学物質のハザード分類・表示制度を「分類・表示の世界調和システム(GHS)」に基づいて一元的に運用するため、現在、化学物質審査規制法、労働安全衛生法および毒物劇物取締法に分散している安全データシート(SDS)の交付制度を統合する。</p>	<p>ご指摘の内容に関連して、中間取りまとめにおいても「各種化学物質関連法令の土台として化学物質の評価・分類等を担う基盤的な枠組みについても、行政側の一元化を含め、視野におくことが重要である」との指摘が記載されております。 ～の事項に関しては、直ちに実現できるものばかりではありませんが、今後、関係省とも議論を重ね、短中期的・長期的な課題を見極めつつ、制度見直しを具体化する際に留意して参ります。 なお、各種安全性情報の集約・管理・情報提供や、リスク評価と管理の一層の促進、MSDSの拡充強化・GHS対応につきましては、上述の合同審議会における短中期的な検討課題として具体化の検討を進めて参ります。</p>
総論			<p>1) 該当箇所 ・1. 化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方 全般(P5～P7) 2) 意見 ・中間とりまとめでは、論点、環境分析と各課題について纏められているが、在るべき姿・全体像を明確にした中で、課題に繋げていくと一層分かりやすいものとなる。改めて整理して頂くことを希望する。</p>	<p>本小委員会での審議においては、各回毎の審議において、論点を整理し、国内外を取り巻く状況及び現状認識を極力検討資料に反映させた上で、今後の方向性を纏めて参りましたので、このような形となっております。</p>
総論			<p>1. (2) 現状認識及び今後の方向性 意見 > 本取りまとめ全編を通じた最大の欠陥として、現状の問題点や課題が具体的に提示されていないことにある。例えば、既存化学物質の安全性データの不備、複雑多岐な法制度と縦割り行政の弊害、などといった重要なポイントが十分取り上げられていない。</p>	<p>現状の問題点や課題につきましては、各回毎の審議における資料を取りまとめた審議資料集において、事実関係の整理を中心に極力具体的に記載しているところで(審議資料集(全約250ページ)を参照下さい)。 また、ご指摘の点は、上記に加え、委員からの指摘事項を整理した「第9回資料5 これまでの議論の整理(論点整理)」にも記載されておりますが、本中間取りまとめは、現状の問題点や課題がこれらに整理されていることを踏まえた上で、取りまとめられている点をご理解頂ければ幸いです。</p>
総論			<p>[意見8-1] この中間取りまとめには「化学物質政策」と「化学物質管理政策」という二つの用語が使われています。それらは3頁下4行目の「今後の化学物質政策の在るべき姿」、4頁上2行目の「現在の我が国の化学物質政策」、4頁梓書き下3行目の「化学物質管理政策と廃棄物管理政策」、5頁上1、2行目の「化学物質政策の在るべき姿」、15頁梓書きの論点3の「化学物質管理政策」および19頁下8行目の「各国の化学物質管理政策の実態把握」などがあります。2つの用語の意味に違いがあるのであれば、具体的に明記しておく必要があります。 以下においては、それらの具体的な意味は同じであると解釈し、「化学物質(管理)政策」を用いて意見を述べます。</p>	<p>「化学物質政策」と「化学物質管理政策」の2つの用語に、本質的な意味の違いがあるとは考えておりませんが、国際協力や人材育成等所謂「管理的な要素を超えたより広い領域での政策にも関係することから、主として「化学物質政策」という用語を用いております。</p>
総論			<p>[意見8-2] 中間取りまとめに記述される内容を全体的に正確に理解するためには、4頁上2行目の「現在の我が国の化学物質(管理)政策」の具体的な意味が何であるかを予め理解しておく必要があります。「現在の我が国の化学物質(管理)政策」を説明した政府の資料名を明記し、その要点を具体的に記述しておく必要があります。 私の知る限りでは、閣議で審議された資料の中には「我が国の化学物質(管理)政策」を明示的に記述した資料は見当たりません。化学物質の環境保全上の支障である「環境リスク」に係る第3次環境基本計画(平成18年4月)の中には、「我が国の化学物質管理制度」という用語が具体的な説明もなく使われています。しかし、「環境リスク」という管理領域に係る「我が国の化学物質(管理)政策」については、それを明示的に説明した記述は見当たりません。</p>	<p>本委員会での審議でもあったように、「化学物質政策」が対象とする範疇は非常に幅広い内容となっております。そもそも各種政策は、その時代時代に応じて変化していくべきものですので、化学物質政策分野でも、確定されたものがあるわけではございませんが、本中間取りまとめにおいては、以下の事項を「化学物質政策」の範疇として議論が行われました。 ・安全性情報の収集・把握 ・安全性情報の公表や基盤整備 ・安全性情報の伝達 ・リスク評価体制 ・リスク管理体制 ・国際動向や国際協力への的確な対応 ・リスクコミュニケーションや人材育成</p>
総論			<p>[意見8-3] 社会に流通する化学物質の管理は、実体的にはそのライフサイクルの各段階にかかわる当事者が担っています。そして、化学物質を取り扱う事業者の場合、「化学物質管理」という実務の対象にはすべての管理の視点が含まれます。それらは労働者に対する労働安全衛生、施設・設備の保安防災に始まり、消費者に対する製品安全、危険有害物の輸送安全および事業活動や製品使用の過程における一般市民や生活環境への影響の管理などあります。それゆえ、化学産業界が国際的連携の下で実施している自主管理活動のレスポンス・ケアにおける「化学物質管理」は、これらのすべての管理の視点を包含し、さらには、化学物質のサプライ・チェーンの川下使用者の適正管理に配慮するプロダクト・ステewardシップにまで及んでいます。 したがって、中間取りまとめにおいて規制法の「化学物質管理」や自主管理の「化学物質管理」について記述する場合、どのような有害影響や管理の視点に関する政策や制度であるかが容易に理解できるように配慮して記述する必要があります。</p>	<p>なお、「どのような有害影響や管理の視点」に関する審議であったかについて、中間取りまとめにおいて容易に理解しづらかったというご指摘は今後の反省点として留意致しますが、これらに関連する部分は以下の該当箇所をご参照下さい(中間取りまとめp6の「化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進」、p8の「安全性情報の収集・把握の強化」、p12の「化学物質等の取扱事業者に対する安全管理を目的とした情報伝達の在り方」、p14の「製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方」、p15の「リスク評価体制について」、p17の「リスク管理体制について」)</p>

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
総論			・該当箇所: 全体 ・意見内容: 新規化学物質の作成は原則禁止とすべき。	本小委員会の審議においては、新規化学物質の製造を原則禁止とすべきとの議論とはなっておりませんが、「化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方向で使用・生産されることを2020年までに達成する」という大目標の下、化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層を進めることとされております。
総論			・該当箇所: 全体 ・意見内容: 化学物質を扱う施設は全て行政へ登録し、住民に知らせるべきである。	化学物質を取り扱う事業者が適切な化学物質管理を行うことは重要であるとの観点から、現在、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度が導入されているところです。
総論			3 中間とりまとめで検討されなかった論点以外の課題について 本中間とりまとめで検討された論点のほかにも、以下のような具体的課題についても検討する必要があります。 地球規模の大気・海洋汚染の実態から観て必要な化学物質管理の在り方 室内空気汚染の実態から観て必要な化学物質管理の在り方 開発途上国の廃棄物処理施設など汚染が最も深刻な場所に着目した化学物質管理の在り方	の地球規模での取組が必要な化学物質管理の課題に関しては、ロッテルダム条約(有害化学物質の国際貿易に関する事前通報制度等)及びストックホルム条約(残留性有機汚染物質の製造の制限等)に関し、その進捗状況等について議論を頂いております。 また、及び に関し、審議の過程において委員から関連する指摘を頂いておりますが、このような課題に対する対応に関しては、関連する他の施策との関係も踏まえながら、検討していきたいと考えております。
総論			1) 該当箇所 ・全体 2) 意見 ・化審法制定から30年以上経過し、その間科学的知見の蓄積、法制度の拡充、レシボンシブル・ケアやCSRの事業活動への浸透等を背景に、化学物質管理は当時と比べ格段と進歩してきた。しかしながら、近年化学物質管理は世界的な枠組みで行われる動きが強まり、国際的な政策の動向が直接国内の事業者に影響するようになってきている。また、化学産業だけの問題としてでなく、化学製品のライフサイクルを踏まえたサプライチェーン全体の管理として捉えることが求められるようになってきている。このように、従来の概念、管理システムでは対応しきれなくなってきている状況下で、環境変化を強く認識した上で、中間とりまとめが行われたことは高く評価するとともに、その内容についても全体としては賛同する。 一方、中間とりまとめは、全般的にあくまで国内向け政策としての視点に立って議論されている印象がある。言い換えると、世界の中での日本としての位置付け、役割を明確にし、日本としての基本的考えを世界に向けて積極的にどのよう提案、発信していこうというところまではうかがえない。今後一層加速するであろう世界的な枠組みで行われる化学物質管理に対し、受動的に調和していただくだけでなく、国際的な政策議論の中で日本がより積極的に役割を果たしていくことが、我が国が世界の中で競争力を維持し、持続可能な発展をするために重要になってくると考える。 そのため、今後具体的な化学物質管理政策を構築するにあたっては、まず今回整理した課題、論点を踏まえ、「世界に向けて日本としてどうするか」という高い視点であるべき姿、全体像を明確にしていきたい。その上で、あるべき姿に基づき、個別法の枠組みを超えた一元的な議論を行い、最終的には世界に発信できる日本としてのグランドデザインとしてまとめられることを期待したい。	今後、「国際的な政策議論の中で日本がより積極的に役割を果たしていくことが、我が国が世界の中で競争力を維持し、持続可能な発展をするために重要」という意見は、審議の過程においても、多くの委員から指摘を受けております。 今後、具体的な化学物質政策を構築していくに当たっては、今回整理した化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方に基づき、個別法等の枠組み整理・見直しを明確にしつつ、世界への発信を含め、検討していきたいと考えております。
総論			[意見9] 中間取りまとめには「リスク評価」にかかわる記述が数多くあります。例えば、12頁枠書き論点3の「サプライ・チェーン上における安全性情報伝達・リスク評価の実施…」、13頁下11,7行目の「懸念されるリスクやリスク評価結果、」や「川上事業者に対し、リスク評価等を義務付ける一方、」15頁枠書きの論点1や2,3の「リスク評価に当たっての役割分担…」や「リスク評価に必要な情報…」、「リスク評価・リスクベースの管理を化学物質管理政策に…」、および18頁上2行目の「リスク評価を行うにあたっては、サプライ・チェーン上での…」などがあります。 しかし、「リスク評価」の具体的内容が何であるかを説明する記述がないために、[意見8]の「我が国の化学物質(管理)政策」の場合と同様に、それぞれの場合における「リスク評価」の対象の範囲がどのように想定されているか、つまり、有害影響についてはどのような有害影響に関してか、また、人への影響であれば、労働者、消費者、一般市民のどの範囲までを含む「リスク評価」であるかがはっきりしません。 中間取りまとめにおける「リスク評価」の対象の範囲がすべての場合に同じであれば、中間取りまとめの 節(はじめに)において定義として記述するか、あるいは、場合によって異なるのであれば、その都度説明を加える必要があります。	本委員会では、「化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進」という観点から、「リスク」について多くの議論が行われました。なお、審議の取りまとめという性格上、「中間取りまとめ本体」においては、「リスク評価」の具体的内容そのものまでを詳細に記載していませんが、本委員会で審議した「リスク評価」の外延については、以下の該当部分をご参照下さい(審議資料集のp3-1~3-32「リスク評価体制等」、p3-46~47「ハザードベースの規制とリスクベースの管理について」)
総論			1「化学物質」の定義 化学物質またはそれに相当する語句の定義に天然物も含むことを明確にする。「化学物質」の定義に天然物を含まないのは内外の法令、国際文書を見ても化審法のみである。「化学物質」は天然物も含むことを明確にすることは、世間のイメージを良くすることにも役立つだろう。	天然物に対する対応については、化学物質審査規制法等において規制すべき事象を見極めながら更に議論を深める必要がありますが、頂いたご意見については、今後の具体的な各種制度の見直しの際の参考とさせていただきます。
総論			4 輸入品対策 大きな割合を占める輸入化学品、特に途上国からの輸入品について、調剤・成型品も含めて、今後どのように対応したらよいのか大きな課題である。	化学品に関する国際的な輸出入が拡大する中、化学物質・調剤・成型品に対して如何にして輸出入をコントロールしていくのかについては、更に議論を深める必要がありますが、頂いたご意見については、今後の具体的な各種制度の見直しの際の参考とさせていただきます。

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
総論			5 環境影響も重視 TSCA、REACHの規制の執行状況を解析すると、人の健康影響と同等に環境影響についても重視し、規制も行っている。化審法の第2種、第1種特定化学物質の条件は人の健康影響重視である。	化学物質の環境影響につきましては、人の環境影響と併せて、既に考慮すべき事項として、前回の化審法改正時に措置(第一種特定化学物質・第二種特定化学物質ともに生態影響も考慮)が講じられているところですが、今後とも必要な対応についての検討を進めて参ります。
総論			[意見] ・該当箇所 全般 ・意見内容 論理展開における項目間の整合がとれていない	今後の委員会での取りまとめにおいては、ご指摘を踏まえ、項目間の整合を一層図るようして参ります。
総論			1 パブリックコメントの募集期間について 今回のパブリックコメント募集は平成18年12月28日に発表され、提出期限は1か月後の平成19年1月28日までとされています。しかしながら、本中間とりまとめは、産業構造審議会化学・バイオ部会「化学物質政策基本問題小委員会」で9回にもわたって検討を重ねられたもので、論点も多岐にわたっており、到底1か月程度(年末年始の休業を含んでいるので実質的には3週間足らず)で検討できるものではありません。 本中間とりまとめは、EUのREACH導入など国際的な動きが進展する中でわが国の化学物質政策の在るべき姿を議論したもものとして極めて重要な意味を持っていると思います。しかし、このような重要な事柄についても、短期間のパブコメ期間しか設定しないというのでは、はたして経産省は本気で国民の意見を聴くつもりがあるのか、単に形式的に意見を求めただけではないのか、との疑念が生じてもやむを得ないのではないのでしょうか。経産省が真に国民の意見を聴く必要があると考えておられるのであれば、パブコメ募集期間は、国民が十分に議論・検討できるだけの時間的余裕を確保されるよう提案します。	本委員会は昨年5月から12月にかけて、計9回行われ、その間の審議に使用した資料も毎回数十ページ(審議資料集として整理したもので約250ページ)に上っており、論点も多岐に亘るものであったことはご指摘のとおりです。 これらについては、審議を公開の下で行うと共に、使用した全資料を審議の場だけではなくホームページ上でも公開する等、開かれた議論を第一に審議を重ねておりましたが、パブリックコメントの募集期間については、各省が行っている通例の期間とさせていただきます。 なお、事務局と致しましては、今後とも、国民の皆様のご意見を広く頂く機会を積極的に設けて参りたいと考えております。
総論			化学物質政策基本問題小委員会では、近年の化学物質をめぐる動向が幅広く議論されており、有用な論点整理となっている。抽出された課題は単独で解決できるものではなく、相互に関連するものである。諸外国の動向も視野に入れたタイムスケジュールを明確にして、着実にそして効果的に進めていただきたい。	化学物質を巡る動向は、国内外共に複雑さを増しており、多くの課題が相互に関連している点をご指摘のとおりです。こうした中、特に諸外国の動向にも目を配りつつ、具体的な制度見直しについて、更に議論を深める必要がありますが、頂いたご意見については、今後の具体的な各種制度の見直しの際の参考とさせていただきます。
総論			全体的に外来語が多くてわかりにくいですね。「プロダクトチェーン」とか大事なことなんだからわかりやすい日本語でいいかえてください!	本委員会で審議頂いた事項に関し、既に通称として使われている外来語が多かったのは事実です。今後は、関係の方々との理解が得られる用語については、日本語での言い換え等検討して参りたいと考えます。
	1		[意見1-1] 3頁上7～10行目「昭和48年に制定された化学物質審査規制法は、世界最初の化学物質規制法であり、米、EU等において同趣旨の規制法の整備が行われる契機ともなっている。」の記述は、その当時の米国やOECDの取り組みの状況に照らしてみると、事実に基づいていないところがあり、事実に基づく記述に修正する必要があります。 次の点についてそれぞれ事実関係を確認し、化審法について「米、EU等において同趣旨の規制法の整備が行われる契機となった」ことを明示的に裏付けている国外の資料があるのであれば、その資料名を明記する必要があります。 1. 米国TSCAの法案などの方が化学物質審査規制法(化審法)の法案作成に先行しており、化審法はTSCAの法案などを参考にして策定されたものと解釈できる状況があった。 2. 米国のTSCAおよびEUの理事会指令67/548/EECは、以下の報文で指摘するように、OECDの「化学物質管理政策」の趣旨に適合した規制法であり、化学物質の人および環境に及ぼす影響を総合的に評価し管理する規制法である。	化学物質審査規制法は、化学物質の市場導入前の安全審査や有害物質の製造規制等を規定している法令という観点から、米、EUにおける関連規制法と同趣旨であると整理を致しましたが、ご指摘を踏まえ、以下のように修正を行います。 中間取りまとめp3の第二段落中 修正前:「米、EU等において同趣旨の規制法の整備が行われる契機ともなっている」 修正後:「米、EU等においても、同様の市場導入前の審査等が規定された規制法が整備されている」
	1		[意見1-2] [意見1-1]に関連して、米国のTSCAおよびEUの理事会指令67/548/EECは、社会に流通する全ての化学物質の人および環境に及ぼす影響を総合的に管理する規制法であるのに対し、日本の化審法はOECDの「化学物質管理政策」の趣旨に肝心の点(ハザード評価の範囲、有害影響の管理の視点の範囲など)で適合しておらず、社会に流通する化学物質にかかわる管理の視点の一部しか対象としていません。それゆえ、「化審法が米国およびEUの規制法と同趣旨である」という見方は実質的には誤りであり、事実関係を確認し、事実に基づいた記述に修正する必要があります。	
	1		[意見1-3] [意見1-1]に関連して、日本は、OECDの加盟国として、OECDの理事会が化学物質管理に関して採択した決議に呼応した処置を国内で実施する責任があります。とりわけ、OECD理事会が「決定」として採択した管理制度は加盟国に対して法的拘束力を有することから、国内法に取り入れて対処する必要があります。	今後、具体的な化学物質政策を構築していくに当たっては、ご指摘の点も踏まえ、2020年に向けたWSSD合意の実現に向け、在るべき姿に基づき、個別法等の枠組み整理・見直しを明確にしつつ、検討していきたいと考えております。
	1		[意見1-4] [意見1-1]に関連して、OECDの「化学物質管理政策」の主な特徴は以下のとおりであり、まさに「化学物質総合管理政策」というべき内容であります。 1. 化学物質および化学製品の輸入、生産および販売の統計を保持する。 2. 化学物質が人および環境に与える影響の初期リスク評価のあり方を国際的に調和させ、各国の評価データや評価結果を国家間で相互に利用できるようにする。 3. 化学物質の人および環境に対するハザードを上市前最小データセット(MPD)の概念に基づき包括的に評価する。 4. 人に与える影響の初期リスク評価をスクリーニング情報データセット(SIDS)の概念に基づき、労働者、消費者および一般市民のそれぞれの曝露の実態に基づいて行う。 日本には現在、このような政策に基づく「化学物質総合管理」の法律はありません。	ご指摘のOECDにおける「化学物質の上市前最小データセット」等OECDレベルにおいて共通化・整合化が進められ

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	1		<p>[意見1-5] [意見1-4]に関連して、日本の化学物質管理制度をOECDの「化学物質総合管理政策」の趣旨に沿って国際的に調和させ、効率的かつ合理的な法律制度を追求することは喫緊の国家的課題となっています。 それゆえ、今回の「日本の化学物質政策の基本問題」の検討は、こうした現状を抜本的に改善するために行う必要があり、以下の事項を最優先の基本問題と位置づける必要があります。</p> <p>(1) OECDの「化学物質総合管理政策」の趣旨に則り、日本の新規化学物質審査制度にOECDの上市前最小データセットの概念を取り入れて包括的なハザード評価を可能とし、かつ、2つの届出制度(化審法と労働安全衛生法)を統合して効率性を高める。</p> <p>(2) OECDの既存化学物質の初期リスク評価の概念を法律制度に組み入れる。</p> <p>(3) そして、社会に流通する全ての化学物質について、全ての有害影響、全ての管理の視点、全ての用途・用法、全ライフサイクル、全ての当事者および全ての手法・手段(制度から技術まで)を視野に入れて、国際的に整合した効率的かつ合理的な「化学物質総合管理」の法律制度を構築する。</p>	<p>ている事項に関しては、本小委員会の審議過程においても、多くの議論を頂いております(審議資料集p2-1~2-7の「安全性情報の整備等」を参照)。 なお、これらを、今後、制度見直しの際にどのように具体化するかについては、更に検討を深めて参ります。</p>
	1		<p>意見1. 「目的・背景等」(3ペ-ジ)について (意見) この「中間取りまとめ」が対象とする「化学物質」の範囲を示してください。</p>	<p>本委員会で議論の対象とした「化学物質」の範囲は、化学物質政策に関する幅広い議論を行うという本委員会の性格上、天然物由来のものを含め、広い範囲のものとなっております。これについては、以下の該当部分をご参照下さい(中間取りまとめ本体のp5第一段落及び脚注6、審議資料集のp1-1「化学物質管理の必要性」)</p>
	1		<p>意見2. 「安全性」(3ペ-ジ)という用語について (意見) 国際的整合のため、「安全性」と「毒性」の異同を明示してください。</p>	<p>中間取りまとめp3で使用した「安全性」は、「毒性(有害性)」を包含した用語として使用しております。また、中間取りまとめにおいては、次ページ以降の「安全性情報」についても「ハザード情報、暴露関連情報、物理化学的性状、環境中運命」を包含したものとして整理しております。(中間取りまとめのp4脚注4)</p>
	1		<p>[意見] ・該当箇所 1 ・意見内容 問題やリスクの明示が必要</p>	<p>現状の問題点や対象となるリスク等につきましては、審議資料集の以下の該当部分をご参照下さい(審議資料集のp1-1~1-50「化学物質を巡る動向」)</p>
	1		<p>はじめに 1. 目的・背景 第3段落「……以下に示すような化学物質を巡る近年の環境変化に鑑みれば、直面している様々な課題への対応の在り方について、改めて、幅広い観点からの視野に基づく整理を行うことが必要となっている。」 意見>なぜこのような取り組みが必要になったのかを説明しているわけであるが、これではあたかも「近年の環境変化」のために、やむなく受動的に課題等を整理することが必要になったように受け取れる。しかし、例えば化審法にしても既存物質の大半について安全性が不明なまま使用を認めてきたことは、「環境変化」ではなく化審法そのものに内在する問題である。したがって、現行の制度では人や環境の安全を守るには不十分であるとの認識が顕在化してきたことを付け加えるべきであろう。</p>	<p>本委員会で審議においても、既存化学物質を巡る国内外の状況やこれに関連する取組(Japanチャレンジプログラム等)に関する能動的な議論を頂いておりますので、これを反映しておく観点から、以下のように修正を行います。 中間取りまとめp3の第三段落中 修正前:「以下に示すような化学物質を巡る環境変化に鑑みれば」 修正後:「以下に示すような化学物質を巡る環境変化や現行制度の施行状況に鑑みれば」</p>
	2		<p>該当箇所 2「検討にあたっての共通的な視点」 *意見内容:点線囲みの中に「国際的な合意による、健康や環境に関する情報の原則情報開示」を追加すべきであったという意見提出があった旨、脚注に加える</p>	<p>本委員会で審議においても、化学物質に関する安全性情報の公開に関しては、多くの議論を頂いており、本中間取りまとめp10第三段落において「ハザードデータといった化学物質に固有の情報に関しては、公益の観点からも(中略)広く一般的にアクセスしうるものとして公表していくことを基本とすべきである」旨整理されているところです。 なお、ご意見を踏まえ、中間取りまとめp4に以下の脚注を追加します。 脚注「パブリックコメント手続きにおいて、共通的な視点として、「健康や環境に関する情報の原則情報開示を追加すべき」との意見提出があった」 :ご意見中の「国際的な合意」が何を指すのか不明な部分もありますので、この部分は割愛しております。</p>
	2		<p>該当箇所 p.4の脚注5、p.6の脚注9、p.7の脚注11、p.16の脚注26、脚注28、p.21の脚注30 *意見内容:脚注ではなく、本文に盛り込まれるべきである。</p>	<p>これらに関する扱いにつきましては、本委員会で審議を得て、委員の合意の下で整理されましたので、このままの扱いとさせていただきます。</p>

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	1	1	<p>[意見2-1] 6頁上1～4行目「このように、化学物質管理のステージは、各国個別の対応を図る段階から、…国際的な共通目標に向かって調和的な対応を進めていく段階に大きく変わりつつあり、…この変化に率先して対応することが必要である。」の記述は、1970年代からのOECDの化学物質管理の国際調和のための[意見1]で述べた活動や1992年のUNCEDで採択された人類の行動計画であるアジェンダ21第19章(有害化学物質の適正管理)に基づく化学物質安全政府間フォーラム(IFCS)を中心とした国際協調活動に照らしてみると、事実に基づいていないところがあり、事実に基づいた記述に修正する必要があります。 次の点について事実関係を確認し、OECDの国際調和の活動やアジェンダ21第19章に基づく国際協調活動に配慮した記述に改め、かつ、それらに基づく「率先して対応すべき課題」を明記する必要があります。 1. 1970年代からのOECDの化学物質管理にかかわる活動は、「国際的な共通目標に向かって調和的な対応を進める」国際調和のための最初期の活動であった。 2. 化学物質管理のステージが大きく変わった要因として、WSSDの合意事項およびSAICMの採択を例示しているが、例示すべき最大の要因は1992年6月のアジェンダ21の採択である。アジェンダ21第19章に掲げられた化学物質管理にかかわる人類の行動計画は、地球規模で化学物質管理の適正化を追求する国際的取り組みであり、WSSDの合意やSAICMの採択は、いずれもOECDの「化学物質総合管理政策」を基礎とし、直接的にはアジェンダ21第19章に基づく国際協調活動の進展を踏まえて合意された取り組みである。</p>	<p>本委員会の審議においても、化学物質の管理を国際的な共通目標に向かって調和的な対応を進めていく必要がある点に関し、多く議論されており、特にアジェンダ21に関する動向についても、審議資料集のp7-1-7-6「国際的な化学物質管理の強化の要請」、p1-7-1-13「WSSD実施計画における化学物質管理の方向」に記載されているところですが、ご指摘を踏まえ、以下の修正を行います。 中間取りまとめp6第一段落中 修正前:「国際的な共通目標に向かって調和的な対応を進めていく段階に大きく変わりつつあり」 修正後:「国際的な共通目標に向かって調和的な対応を進めていく段階が更に加速化しつつあり」 中間取りまとめp5最終段落中冒頭に追加 追加文:「1992年に取りまとめられたアジェンダ21を踏まえて」</p> <p>なお、OECDの理事会勧告については、今回の審議における事務局資料には触れておりませんが、今後、制度の具体化の議論を進める際には、重要な背景事項として留意して参ります。</p>
	1	1	<p>[意見2-2] [意見2-1]に関連して、OECDの国際調和に関する活動を踏まえると、OECDの理事会勧告[C(74)215]から30年余り遅れていますが、日本がOECD加盟国の責任として「この変化に率先して対応すべきこと」は、主に、OECDが理事会決議した「化学物質総合管理政策」の趣旨に則って日本の化学物質管理にかかわる現行法律制度を「化学物質総合管理」の法律制度に改めることであります。</p>	
	1	1	<p>[意見2-3] [意見2-1]に関連して、アジェンダ21に基づく国際協調活動を踏まえると、アジェンダ21の採択から数えて15年近く遅れていますが、日本がIFCSの一員として「この変化に率先して対応すべきこと」は、第3回政府間フォーラム(2000年10月)で合意した「バイア宣言」に特掲された各国政府の重点課題、とりわけ、「政府が一体となり社会各層の参画を得てナショナル・プロフィールによる化学物質管理の現状評価を行い、それに基づき化学物質管理能力を強化するための改善行動計画を策定し実行する」ことに、国連研修調査機関(UNITAR)が策定した手引きに準じて本格的に取り組むことであります。</p>	<p>国際的な協調活動の一環として、今後、SAICMの国内実施計画等を検討していくこととなっておりますが、事務局と致しましては、平成15年10月に策定した「化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール」、本中間取りまとめ及び頂いたご意見等を踏まえ、関係省との連携の下、具体的な取組を進めて参ります。</p>
	1	1	<p>[意見3-3] [意見3-2]に関連して、日本の「化学物質政策の在るべき姿」の全体像は、化審法等の現行制度の見直しに関する当面の短期的課題を検討するための前提条件であります。 それゆえ、この中間取りまとめにおいて、基本的考え方の3つの論点および3頁下6～4行目に記述される4つの観点、つまり、「更なる安全・安心の追求」、「国際的調和への対応」、「合理的な規制体系の追求」および「新規化学物質開発に係るイノベーションの確保」を組み込んだ日本の「化学物質政策の在るべき姿」の全体像の内容に関する小委員会としての「構成要素」および「両制度や自主管理が我が国化学物質管理制度全体の中で将来的に担う役割等に関する小委員会の「要件」をまとめて具体的に明記しておく必要があります。</p>	<p>本小委員会は、化学物質政策に関する基本的な事項を審議するものとして、産業構造審議会に新たに設置したものです。今後の具体的な制度見直しに当たっては、本年2月9日に本小委員会の下に「化学物質管理制度検討ワーキンググループ」を設置して検討を開始しております。本小委員会においては、今後、化学物質排出把握管理促進法や化学物質審査規制法における具体的な制度見直しを検討する上記ワーキンググループでの検討を親委員会として確認・検討・審議していくことを予定しております(本小委員会第9回資料「今後の対応について」をご参照下さい)。URL: http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/07/seisaku9/index.htm。</p>
	1	1	<p>[意見3-5] [意見3-4]に関連して、日本の今後の「化学物質政策の在るべき姿」の全体像の構築は、当然のことですが、社会に流通する全ての化学物質に関連する全ての法規を踏まえて検討する必要があります。そして、「在るべき姿」として目指すべき方向性は、以下の報文で指摘するように、OECDが確立した「化学物質総合管理政策」を施行する法律制度への変革であります。</p>	<p>化学物質に関連する法令との関係につきましては、本中間取りまとめにおいても、長期的な課題として委員からの指摘を頂いた意見を記載しているところです(中間取りまとめp6第三段落を参照のこと)。 今後の具体的な制度見直しに当たっては、ご指摘のOECDにおける整理や国内外動向も踏まえつつ、検討して参ります。</p>
	1	1	<p>3. SAICM(5,6ページ) (1) SAICM国内実施計画の策定について、何をいつまでに策定するのか、いつまでに実施するのか国民に明確にコミットすべきである。</p>	<p>国際的な協調活動の一環として、今後、SAICMの国内実施計画等を検討していくこととなっておりますが、事務局と致しましては、平成15年10月に策定した「化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール」、本中間取りまとめ及び頂いたご意見等を踏まえ、関係省との連携の下、アクションプランの明確化に留意しつつ、具体的な取組を進めて参ります。</p>
	1	1	<p>(1)「長期的視野に立った政策立案の必要性」について(5～7頁) ・WSSD合意に基づく2020年目標に対応するための長期的課題についても検討を進めること、及び課題の実現に向けたアクションプランを示していくことが重要であるとの指摘は同感です。そのためには、ナショナル・アジェンダとしてのSAICMの国内実施計画を早期に策定する必要がありますので、そのことを本文中に明記することを提案します。</p>	
	1	1	<p>21 字句の修正 1)下 12行 世界で約10万種類 と書くこと</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 中間取りまとめp5の第一段落冒頭 修正前:「工業的に製造され流通しているものは約10万種」 修正後:「工業的に製造され流通しているものは世界で約10万種」</p>

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	1	1	2)5頁 下欄 6 CAS Number は毎年300万ぐらい増加しているから、2005年には約2800万種と書くこと	ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 中間取りまとめp5の脚注6 修正前:「天然由来のものを含め約2800万種類」 修正後:「CASベースでは、2005年において、天然由来のものを含め約2800万種類」
	1	1	4. 行政の一元化(6ページ) (1) 化学物質の安全評価・管理に一元的に対応した「化学物質安全庁」あるいは「化学物質安全室」のような組織を設立し、化学物質安全行政を一元化すべきである。 (2) 行政の一元化ができるまでの過渡的措置として、健康、安全、環境保護に関わる行政に関しては、産業を推進する立場の省庁及びその関連機関を含まない、産業から独立した省庁及びその関連機関が実施すべきである。	
	1	1	6 化学物質の安全評価・管理を含め一元的に対応する「安全委員会」のような組織 6頁 安全評価の一元化は望ましいが、評価と管理は内閣府の食品安全委員会の設立の経過に見られるように、分離すべきものである。	
	1	1	(長期的視野に立った政策立案の必要性)(p.6) 中間取りまとめでは、長期的な課題の一つとして、行政側の一元化についても言及されている。行政側の一元化に関しては、化審法及び化管法における合同の審議会の開催、事務局の不断の協議等、ここ数年、進歩してきたと捉えている。この動きを更に進めて頂き、将来的には、例えば、新規化学物質の事前審査制度として厚生労働省が所管する労働安全衛生法の該当部分も同一体系に含める等、事前審査制度として一元化されることが望ましい。	
	1	1	(長期的視野に立った政策立案の必要性)(p.5) 中間取りまとめでは、長期的な課題の一つとして、行政側の一元化についても言及されている。行政側の一元化に関しては、化審法及び化管法における合同の審議会の開催、事務局の不断の協議等、ここ数年、進歩してきたと捉えている。経済産業省、厚生労働省、環境省それぞれが所管する部分について、重複をなくす方向で、この動きが更に進められることが望ましい。	
	1	1	(1)「長期的視野に立った政策立案の必要性」について(5～7頁) ・各種化学物質関連法令を統合する法的枠組みを構築することは、わが国の化学物質政策にとって最重要の課題のひとつであると考えます。化学物質の評価・管理に一元的に対応する行政組織(例えば「化学物質安全庁」又は「化学物質安全委員会」)を設置することを提案します。	化学物質に係る行政の一元化に関しては、本委員会の審議過程でも委員からご意見を頂き、長期的な課題の一つとして、その旨を中間取りまとめにも記載されているところですが、頂いたご意見については、今後、各種の化学物質関連法令の担うべき機能や必要な行政側の体制を客観的に議論する際の参考意見として留意して参ります。
	1	1	・該当箇所: 「1. 化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方について」の長期的視野に立った政策立案の必要性(特に行政の一元化)について ・意見内容: 包括的な化学物質管理の推進に向け、産業界の自主的取り組みを原則としうえで、行政事務の分担管理見直しも含めた化学物質管理関連法の一元化・体系的な管理を進めていただきたいと思います。	また、「化学物質の評価方法の管理やその評価データの登録」に関する重複排除といった効率面や統一性、制度改正に係る社会的混乱の最小化・段階的対応についても、今後の具体的な制度見直しにおける参考意見として留意して参ります。
	1	1	1) 該当箇所 ・1. 化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方 ・長期的視野に立った政策立案の必要性 (P6) 2) 意見 ・「基盤的な枠組みについても、行政側の一元化を含め、視野に置くことが重要であるといった指摘もなされている」と述べられている。これについては、例えば新規化学物質の届出制度が、化審法と労安法に分かれていること、化審法は三省に跨っているなどから、合理的な法制度の運営を目指すために、実質的な一元化に期待するもの理解し、この意見には賛同できる。今後の検討に当たっては、法体系のみならず、組織体系も含めた議論をしていただきたい。	
	1	1	1. 化学物質管理における行政側の一元化(p.6) 「中間取りまとめ」p.6の脚注“9 化学物質の安全評価・管理を含め一元的に対応する「安全委員会」のような組織が考えられるとの指摘もなされている。”に記載されているように、関連省庁が一体となった対応の仕組みを検討していただきたい。	

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
			<p>・p.5 化学物質政策のあるべき姿 1. 化学物質政策の在るべき姿の全体像その考え方について (2) 現状認識及び今後の方向性の中の長期的視野に立った政策案の必要性と国際的な制度調和の推進について以下に意見を述べる。</p> <p>・意見内容 現在までのわが国の化学物質管理制度は、一定の効果をあげてきたと考えるが、今後は全世界的な動きに対して長期的視点に立ち対応をする必要がある。この点を踏まえて、従来の制度の延長ではなく新しい管理制度の枠組みを考える時期に来ている。さらに従来以上に国際的な動向も把握しながら取り進める必要がある。このような状況の中で各種法規の管理においてもそれぞれ担当の省による管理形態ではなく、一元化した組織で管理することが国際対応戦略の面からも有効であると考えているので、今後の各種法規の改正についてはその点が反映されることを国に期待する。</p> <p>また化学物質の評価方法の管理やその評価データの登録についても、効率面や統一性の面から一元化した管理をする仕組みを構築するように国に望む。</p> <p>これらの法規や制度の大きな改正については、社会の混乱を最小限にするために段階的な適応や十分な対応期間を設定した緩やかな適応をお願いする。</p>	
	1	1	<p>1) 該当箇所 ・1. 化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方 ・長期的視野に立った政策立案の必要性 (P6)</p> <p>2) 意見 ・「所要の制度見直しに取組むといった当面の短期的課題だけでなく、両制度や自主管理が我国化学物質管理制度全体の中で将来的に担う役割等を整理しつつ、WSSDに基づく長期的な課題についても検討を進めることが必要」と纏められている。しかし、ここでは、「各制度や自主管理が、我が国化学物質管理制度全体の中で将来的に担う役割等を整理しつつ、WSSDに基づく長期的な課題を明らかにした上で、短期的な課題について個々に検討することが重要である」と表現した方が繋がりが良いと考える。</p>	
	1	1	<p>1) 該当箇所 ・1. 化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方 ・長期的視野に立った政策立案の必要性 (P6)</p> <p>2) 意見 ・前意見の同じ記述の、「両制度や自主管理が我国化学物質管理制度全体の中で将来的に担う役割等を整理しつつ、…」の部分については、現状の両法に関する問題点及び労働安全衛生法や毒劇物法等の他の化学品規制についても視野に入れていただきたい。</p>	
	1	2	<p>5. リスクベース管理(6ページ)</p> <p>(1)「中間取りまとめは、"リスクベース管理を一層推進することは、ハザードの極めて強い物質についてリスクの管理の観点から使用禁止にすることを否定するものではない」と述べ、ハザード規制の評価が消極的である。ハザードベース管理の重要性をもっと認識し、アスベスト問題で経験したリスクベースに基づく"適切な使用管理"の限界についても記述すべきである。</p> <p>(2) 高い懸念のある物質が「管理使用」に依存することは非常に危険である。少なくともCMR(発がん性・変異原性・生殖毒性)、PBT(残留性・生体蓄積性・有毒性)、vPvB、(高残留性・高蓄積性)、及び内分泌かく乱性物質等それらと同等な物質は予防原則に基づき、ハザードベースで管理し、使用の禁止又は制限を行うべきである。</p>	<p>リスクベース管理については、ハザード規制との関係も考慮しつつ、本小委員会でも多くの議論が行われました。なお、本中間取りまとめにおける重要なメッセージである「化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベースの管理の一層の推進」に関しては、ハザードベースにおける必要な措置を含めた形で検討することが必要である旨整理されているところであります。</p> <p>これらに関しては、審議資料集のp34-6「ハザードベースの規制とリスクベースの管理について」にて整理が行われておりますので、ご参照下さい。ここでは「ハザードベースの規制とリスクベースの管理は二者択一の考え方となっておらず、実際の制度設計に当たっては、各国の実態に即して、それぞれの特徴を活かした最適な組合せを検討することが重要」とされております。</p> <p>また、高い懸念のある物質に対する措置に関連し、今後、具体的な制度見直しを行うに当たっては、平成18年4月に閣議決定された「第三次環境基本計画」における予防的な取組方法の考え方に基づき、必要な検討を進めて参ります。</p>
	1	2	<p>7 リスクベースの概念の明確化とハザードベースも重視 6頁</p> <p>リスクベースは当然であるが、具体的にどのようなリスクベースをどの段階で考えるのか明確でない。定性的なリスクベースならば、少量新規の概念を導入した、昭和48年の化審法も定性的リスクベースといえるし、昭和61年の化審法改正で導入された第2種特定化学物質も暴露を考慮している。</p> <p>ハザードアセスメントも考慮が必要である。REACHも第一段階はハザードベースで評価する(14条、3)</p> <p>またGHS、表示、MSDSはハザードメッセージである。</p>	
	1	2	<p>「(化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進)」 「このことは、化学物質の暴露を考慮したリスクベース管理を一層推進することを必要とする()が、……」 「リスクベース管理を一層推進することは、ハザードの極めて強い物質について リスクの管理の観点から使用禁止にすることを否定するものではない(従来、ハザード規制と称されてきた措置は、リスクの大きさを考慮して適用される限りにおいて、リスクベース管理の一つのオプションであると言える)。」</p> <p>[意見内容] 「における「ハザード規制はリスクベース管理の一部分で、その極限的管理の例である」との主旨の考え方に同意致します。具体的には、化審法への更なるリスク手法の導入によって、化学物質管理の更なる合理化を進めて戴きたい。</p>	
	1	2	<p>(化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進)(p.6) 「このことは、化学物質の暴露を考慮したリスクベース管理を一層推進することを必要とするが、実際の制度設計に当たっては、制度の実効性・合理性に留意することとし、より高い安全性を確保した市場環境の実現を目指した対応を図るべきである。」と述べられており、リスクベース管理の一層の推進という観点からは同意する。前回の化審法改正においても、低生産量、中間体等の概念が、持ち込まれ、それに引き続き本件もリスクベース管理に基づく改善の方向性を示している」と理解する。</p>	

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	1	2	(化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進) (p.6) 「このことは、化学物質の暴露を考慮したリスクベース管理を一層推進することを必要とするが、実際の制度設計に当たっては、制度の実効性・合理性に留意することとし、より高い安全性を確保した市場環境の実現を目指した対応を図るべきである。」と述べられており、リスクベース管理の一層の推進という観点からは同意する。前回の化審法改正においても、低生産量、中間体等の概念が、持ち込まれ、それに引き続き本件もリスクベース管理に基づく改善の方向性を示していると理解する。一方で、現行の低生産量では、ハザードデータが公表されないため、複数事業者が同一の試験を重複して実施する可能性がある。同一試験実施を防ぐため、現システムの改良を含めた法改正をお願いしたい。	本中間取りまとめにおける重要なメッセージである「化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベースの管理の一層の推進」に関し、引き続き、今後の制度の具体化において検討を深めてまいります。 なお、届出に係る合理化等に関するご意見については、中間取りまとめp.9「合理的な安全性情報取得の追求等」にも関連致しますが、今後の具体的な制度見直しにおける参考意見として留意して参ります。
	1	2	1) 該当箇所 ・1. 化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方 ・化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進 (P.6) 2) 意見 ・リスクベースを政策の基本としてはっきりと位置付けたことを評価する。	
	1	2	2. 化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進 (p.6) ライフサイクルを考慮したリスクに基づく管理を進めることには賛成である。その際、既存の法規制と届出申請等の対応内容を必要に応じて整理・統合し、事業者の負担を軽減していただきたい。	
	1	2	(2) 「化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進」について ・ 化学物質のライフサイクルを考慮した対応を促進すべきであること、そのためには、蛇口規制のみならず上市後の使用段階での管理をより一層視野に入れた検討を行うことが必要であることは同感ですが、製造・使用のみならず、廃棄・リサイクル段階まで視野に入れたライフサイクル管理のシステムを構築することが求められていると考えます。そのためには、化学品・成形品についての拡大生産者責任のあり方を検討する必要があります。特に有害物質を含有する化学品・成形品については、廃棄・リサイクルを考慮した製品設計(原材料)を義務づける、回収・リサイクル・適正処理を化学品メーカーに義務づけるなどの措置を導入すべきです。 ・ リスクベースでの管理を推進するにあたっては、暴露データを収集・整備する必要があります。したがって、環境への排出量だけでなく、生産量や用途別使用量などのデータを収集するような法的枠組みを整備すべきです。 ・ 定量的なリスク評価の前提たるデータが圧倒的に不足していること、複合影響を考慮した定量的評価手法が確立されていないことなど、現行のリスクベースの管理には限界があるため、予防原則(予防的取組み方法)が重要です。予防原則適用のためのガイドラインを早期に策定することを提案します。 ・ ハザードが強い物質等(例えば、REACHの「高懸念物質」など)については、当然のことながら使用禁止にすることも検討すべきです。使用禁止にはしないが、使用期間や用途、生産量を限定して許可制とするなど、現行の化審法のしくみにはない新たな管理手法の導入も検討する必要があります。 ・ リスクベースでの管理を行うにあたっては、胎児・子どもなどのハイリスクグループにも配慮する必要があります。こうした観点からの既存の基準値の見直しに早急に着手すべきです。	「拡大生産者責任」に関し、OECDで纏められた「OECD拡大生産者責任ガイダンスマニュアル」においては、「消費財の製造業者、輸入業者、消費者、政府の間の廃棄物管理に関する従来の責任のバランスを変えること」といった一般的整理がなされており、主として、消費財(容器や最終製品等)の設計・製造を行う事業者に対し、「製品の使用済み段階での処理、ならびに原材料選定と製品設計という上流部門での活動への取組み」を誘引する考え方であると理解しております。国際的にも、現段階では化学品メーカーそのものに適用するまでには至っていないと思われまます。 リスク評価を推進するに当たって暴露データが必要となるのはご指摘のとおりであり、本中間取りまとめp.15の最終段落においても「製造・輸入量」といった基礎となる情報を含めて暴露に関する情報を、より円滑に、収集・活用する仕組みについて新たに検討すべきである旨整理されているところで、どのようなデータを具体的に収集すべきかについては、今後、制度見直しの具体化を図る際に検討して参ります。 予防的取組み方法に関しては、閣議決定された「第三次環境基本計画」に則り、必要な対応が進められることとなると考えております。 リスクベースの管理に関する審議においては、米国TSCAのSNUR制度(審議資料集p.5-15)等も議論されておりますので、これらの制度や頂いたご意見を参考にしつつ、今後、具体的な制度見直しを検討して参ります。
	1	2	1) 該当箇所 1. 化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方 ・化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進 (P.6) 2) 意見 ・ *文中の「(従来、ハザード規制と称されていた措置は、...)」の部分は、「(従来ハザード評価をベースとした規制は、...)」とした方が妥当と考える。	ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 中間取りまとめp.6の最終段落部分 修正前: 「従来、ハザード規制と称されてきた措置」 修正後: 「従来ハザード評価をベースとした規制措置」
	1	2	該当箇所 p.6「化学物質のライフサイクルを考慮した対応を促進する観点からは…」 * 意見内容: 予防原則の適用を既存制度の見直しも含め具体的に考えていくことが必要、という旨を本文に盛り込まれたい。	予防的な取組み方法の重要性については、平成18年4月に閣議決定された「第三次環境基本計画」において政府としての整理が行われていることを踏まえ、中間取りまとめp.6第四段落においてもその旨記載されているところです。

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	1	2	<p>・該当箇所 p-6の脚注10</p> <p>・意見内容</p> <p>世界に先駆けて市場環境を実現することが、わが国企業が国際市場でも通用する競争力を保持しうる副次的効果と期待されているが、このような期待を夢想することは、政策を議論するうえで何の役にも立たない。企業は既に市場のグローバル化に対応して、わが国の規制だけでなく世界の規制に対応できる体制をとることを余儀なくされている。世界がそのような方向で動いている中で、「遅れてきた」規制が既存のグローバルスタンダードと異なるときには、わが国企業はハンディキャップを負うことはあっても競争力の源泉となることは期待できない。</p> <p>化学物質の規制をどんなに強化しても、化学製品はいろいろな用途で使用されている。わが国には化学物質を規制する法の対象とならない成型品等の形で海外から輸入することができる。わが国のみが世界の標準から著しくかけ離れた規制基準を持つと、そのような成型品の製造が国内では不可能となる一方で、海外からの(わが国の基準を超えた化学製品を使用した)成型品の流入を止めることができない。その結果がわが国の化学産業に与える影響がどのような物であるかは容易に想像がつくことである。</p> <p>これまで化学物質管理を中心とした環境政策として、わが国政府はどのような働きかけを諸外国に行いどのような成果をあげたというのであろうか。わが国にもっとも近い東アジア、東南アジア諸国の実状をみても、残念ながらわが国政策というよりも、欧米(特に欧州)の管理政策のほうが浸透していることは否定できない。夢想的なアイデアをもとに策定された政策はわが国産業の健全な成長にとり有害である。</p>	<p>本小委員会において審議され取りまとめられた事項が「夢想的なアイデア」に止まらないよう、今後、具体的な制度見直しにおいて、留意して参ります。</p> <p>なお、本中間取りまとめにおいては、「安全性情報の収集・把握の強化」、「安全性情報の公表や基盤整備」、「安全性情報の伝達」といった部分に関し、多くの事項が割かれているように、安全性情報に係る制度が充実した「より高い安全性を確保した市場環境を実現すること」が、副次的な効果として、我が国企業の(環境対応)競争力を保持しうるとして整理されております。</p> <p>また、中小企業を含む産業へ及ぼすインパクト等については、今後の具体的な制度見直しにおける参考意見として留意して参ります。</p>
	1	2	<p>2.「該当箇所」P6</p> <p>(化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進)</p> <p>「より高い安全性を確保した市場環境の実現を目指した対応を図るべきである」</p> <p>脚注10「このような市場環境を世界に先駆けて我が国が実現することによって、我が国企業が国際市場でも通用する(環境対応)競争力を保持しうること、副次的効果として期待される」</p> <p>[意見内容]</p> <p>「化学物質政策の在るべき姿の考え方」の基本は「持続可能な開発」であり、具体的には、化学物質の「社会的・経済的な便益」と「受容可能なリスク」のバランスの達成であり、「より高い安全性を確保した市場環境」とはこのような市場環境を指すと理解致しますが、脚注にあるように「世界に先駆けて我が国が実現する」ためには、環境対応が中小企業を含む産業へ及ぼすインパクトにも十分配慮して働き、時間軸的にも実行可能なロードマップ的戦略の策定と遂行をお願いしたい。</p>	
	1	3	<p>6. 規制と自主管理のベストミックス(7 ページ)</p> <p>(1) ベストミックスというあいまいで主観的な表現を国の政策の議論の中で使うべきではない。</p> <p>(2) “人の健康と環境の保護”という重要なことからは国が規制すべきである。自主管理では“人の健康と環境の保護”は担保されない。</p> <p>(3) 自主管理に関しては、報告を制度化するなど、死角を作らない施策が必要である。</p>	<p>規制と自主管理の在り方については、本委員会でも多くの議論が行われた結果、中間とりまとめにおいては、「両者は対立するものではなく、相互に補完するものである」とされ、これは規制と自主管理のお互いのメリットを最大限生かしたものを追求すべきとの観点からベストミックスという言葉で表題の整理が行われたものです。</p> <p>なお、これらをどのように組み合わせるものとするのかについては、今後の具体的な制度見直しにおいて更なる検討を行うこととなりますが、特に、自主管理に関し留意すべき事項(進捗状況の把握、創意工夫発現の支援・促進、リスク評価等個別事項における留意点等)については、以下の該当箇所においても整理されておりますので、頂いたご意見と併せ、今後さらに検討を深めて参ります。(中間とりまとめのp7脚注11、p13第4段落のGHS導入関連部分、p13第3段落のリスク評価の実施体制関連部分、p17「リスク管理体制」)</p> <p>また、環境政策の手法に関しては、ご指摘のとおり、各種の手法(直接規制、枠組規制、経済的手法、自主的取組み等)がありますが、審議の過程においても各種手法の違いを踏まえた議論が行われております(審議資料集のp5 - 13参照のこと)。従って、この部分は原文のままいたします。</p>
	1	3	<p>8 規制と自主管理のベストミックス 7頁</p> <p>非常に数が多く、危険有害性の種類も多く、またリスクアセスメントの本質的な不確実性に対し、予防的取組みで化学物質を管理するためには、直接規制と自主管理のベストミックスは必要である。しかし内外の成功した自主管理は、完全な自主管理ではなく、何らかの枠組みを伴っている。(大島輝夫 日本リスク研究学会編増補改訂版リスク学事典 化学物質管理の新たな制度的枠組み 2006、阪急コミュニケーションズ)</p> <p>OECDのVoluntary Approaches for Environmental Policy, Effectiveness, Efficiency and Usage in Policy Mixesは自主的取組みの実効性に疑問をもっている</p> <p>また成型品も含めた輸入品を考えると、自主管理のみでは対応できないのではあるまいか。</p>	
	1	3	<p>(規制と自主管理のベストミックス等)(p.7)</p> <p>「今後、リスクベースの管理を推進していくに際しては、事業者の創意工夫が発揮しやすい自主的対応を基本としつつも、規制による対応とのベストミックスを追求することが重要である。」と述べられている点は、同意する。特に事業者による創意工夫発現に関しては、それを支援・促進する枠組みも検討すべきと考える。</p>	
	1	3	<p>(規制と自主管理のベストミックス等)(p.7)</p> <p>「今後、リスクベースの管理を推進していくに際しては、事業者の創意工夫が発揮しやすい自主的対応を基本としつつも、規制による対応とのベストミックスを追求することが重要である。」と述べられている点は、同意する。特に事業者による創意工夫発現に関しては、それを支援・促進する枠組みも検討すべきと考える。</p>	

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	1	3	(3)「規制と自主管理のベストミックス等」について ・ 化学物質管理は、規制と自主管理以外にも、枠組み規制、経済的手法、情報的手法などさまざまな手法がありますので、これらを適切に組み合わせ、効果的な管理を行う必要があると考えます。特に、経済的手法、情報的手法は、もっと積極的に導入すべきです。 ・ 化学物質というものは、管理のしかたを間違えると人の健康や環境に取り返しのつかない影響を及ぼすということは、過去の公害事件等からの苦い教訓です。事業者がいかに創意工夫を發揮したとしても、それだけで国民の健康や環境が守られるという保証はどこにもありません。したがって、自主的な対応を基本とすることは反対です。人の健康と環境を保護するためには、規制を原則とすべきです。自主的取組みは、少なくとも枠組み規制の下で採用し、さらに情報公開の義務づけなどと連動させるべきであると考えます。	
	1	3	該当箇所 p.7最初の段落「化学物質管理には規制と自主管理の2つのアプローチがあるが…」 *意見内容: (1)化学物質政策に限らず、環境政策は、直接規制、経済的手法…などの分類が一般的なため、そのような分類に変更されたい。 (2)また、自主管理のすべてが関係者(特に第三者)のチェック&レビューが行われているとは思えない。チェック&レビューのなされている割合や程度の実態を脚注に追加してほしい。	
	1	3	該当箇所 p.7二段落目「今後、リスクベースの管理…」 *意見内容:「事業者の創意工夫を發揮しやすい自主対応を基本としつつも」の前に「因果関係の特定に関する科学的知見が不足している場合は、」を挿入する。	
	1	3	*該当箇所 p-7 規制と自主管理のベストミックス *意見内容 「ベストミックス」という言葉を使用する際には、「自主管理」をやってみてダメなら「法規制」という考え方が、垣間見られる場合があるが、本来はそのようなものではない。多種多様な方法で取り扱われている化学物質を必要にして十分な形で「法規制」することは不可能である。目的を明確にしたうえで、「法規制」と「自主管理」のどちらのほうがより効果的であるかという点を選択の基準とすべきである。 最近の様々な企業不祥事の類推から、企業に任せでも決してよくならない、という考えが広がっていることは残念なことではあるが、いたずらに化学物質を法律による蛇口規制で製造・使用・販売の一切を禁止することは弊害が大きい。現実には、化学製品の供給者が意図した目的以外にも使用されることがあり、製品流通の上流から下流を見通すこともできない、下流は企業秘密の点で使用に関する情報を上流に開示しない、という問題はあつたものの、過度の法規制は予期していない用途・製品に予期していない影響が出ることが予想される。 したがって、本報告書に盛り込まれている川上(川中)・川下の間で情報の共有化を推進することで、リスク管理をもとにした企業の自主管理をこれからの化学物質管理の幹とすることが肝要である。	
	1	4	3. [該当箇所] P6の1行目から4行目 「このように、化学物質管理…変化に率先して対応することが必要である」 P7(国際的な制度調和の推進) 「ルールや制度が国境を越えて作用していく時代に入りつつある…また、我が国企業の経済活動が…制度調和に向け戦略的に対応して行くべきである」 [意見内容] 述べられている時代認識には賛同いたしますが、各国毎の特徴を生かしながらルールや制度の国際的調和を図っていく時に、管理・規制レベルについても我が国だけ突出することの無いように配慮していただきたい。	今後の具体的な制度見直しにおいて、留意すべき事項とさせていただきます。
	1	4	意見5、「国際的な制度調和の推進」(7ペ-ジ)について (意見) リスク評価の国際標準化を提案してください。	今後、OECD等の場において、我が国が検討・提案していくべき事項として整理させていただきます。
	1	4	[意見4-1] GHSに関する7頁下8~6行目の「特に、今後、国際的なスタンダード化が見込まれるGHSについては、各国での導入状況に留意しつつ、将来的な分類結果の調和を基本として、国内外の制度的見直しやこれを実現するための基盤整備を含めた取り組みを検討することが必要である。」の記述は、国内に流通する全ての化学物質を対象として制度的見直しを行うのであれば、以下の報文中指摘するGHSへの対応のあり方と類似した趣旨であると判断します。	
	1	4	[意見4-2] [意見4-1]に関連して、日本がECOSOCの決議に呼応して2008年までにGHS文書に記載される10項目の調和原則に則って法律に基づく現行分類・表示制度を全体的に見直し、GHSに調和した具体策を構築するには時間的余裕がありません。しかし、現行分類・表示制度の全体的見直しの方向性は、GHSに調和した具体策として、GHSの適用原則に則った化学物質の分類・表示に関する日本調和システム(JHS)を構築することにあります。	
	1	4	7. GHS とMSDS(7 ページ) (1)労働安全衛生の分野だけでなく、環境や消費者の分野も統合した総括的なGHS 制度を確立し、広く表示及びMSDS の交付を義務づける必要がある。したがって、全ての有害な化学物質を対象とした一元的な「化学物質表示法(GHS法)」を制定すべきである。	

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	1	4	9 国際的な制度調和の推進 7頁 GHSにより、分類方法の統一、表示、MSDSの調和が図られたのは進歩であるが、新たな問題として、国により分類結果が異なる場合も予想される。(カナダ、韓国の有害物質管理法の約500の有毒物は分類が終わったという、またEUも分類作業を進めるようである)、ある程度異なる事は予想されるが、なるべく早く日本の分類結果の英語版と、MSDS、表示のJISの英訳を作成し、少なくともアジア諸国に普及を図ることが望まれる。またGHSを取り入れた労働安全衛生法の改正についても、海外の関心は高く私の所にもオランダから、電話で問合せもあった。	GHSに関しては、特に国際的な制度調和を推進すべきものとして、本中間とりまとめにおいて「化学物質政策の在るべき姿の全体像・基本的考え方」部分に特記された事項となっております。 また、その導入に際しての考え方等については、中間とりまとめp7の「国際的な制度調和の推進」部分に加え、p12「化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とした情報伝達の在り方」にも整理されているところですが、対象となる範囲をどうすべきか、導入スケジュールをどう考えていくか等、今後、具体的な制度見直しの際に留意すべき事項も多くありますので、頂いたご意見も参考にしつつ、その導入に際しての情報提供も広く行いながら、更に検討を深めて参ります。
	1	4	(国際的な制度調和の推進)(p.7) 「特に、今後、国際的なスタンダード化が見込まれるGHSについては、各国での導入状況に留意しつつ、将来的な分類結果の調和を基本として、国内外の制度的見直しやこれを実現するための基盤整備を含めた取り組みを検討することが必要である。」と述べられている。本件に関しては、今後、GHSの本来の国際的調和の概念を考慮した上で、国内の制度的見直しについて検討を進めて頂きたい。また、検討の取り進めに際しては、対応すべき事業者の対応準備期間等も考慮の上、混乱を回避する意味で、前広に関連情報の提供をお願いしたい。	
	1	4	(国際的な制度調和の推進)(p.7) 「また、欧州新化学品規制案(REACH)に見られるような新しい化学物質管理システム導入の動きがある等、ルールや制度が国境を越えて作用していく時代に入りつつあることを我々は認識すべきであり、我が国としても、国際的な制度調和を意識しつつ長期的な見直しをもった対応を早急に検討すべき時期にある。」と述べられている。我が国の対応として、現在の国内外の化学物質規制との整合性のとれた法改正をして頂きたい。 「特に、今後、国際的なスタンダード化が見込まれるGHSについては、各国での導入状況に留意しつつ、将来的な分類結果の調和を基本として、国内外の制度的見直しやこれを実現するための基盤整備を含めた取り組みを検討することが必要である。」と述べられている。本件に関しては、今後、GHSの本来の国際的調和の概念を考慮した上で、国内の制度的見直しについて検討を進めて頂きたい。また、検討の取り進めに際しては、対応すべき事業者の対応準備期間等も考慮の上、混乱を回避する意味で、前広に関連情報の提供をお願いしたい。	
	1	4	(4)「国際的な制度調和の推進」について ・GHSについては、労働安全衛生の分野のみならず、一般消費者に向けても早急に導入を検討すべきです。特に家庭用品について、表示及びMSDSの交付を義務づけるよう、法制度の改正を実施すべきです。	GHSの導入に関し、中間とりまとめp13の第4段落において「消費者向け製品への表示といった分野での制度的対応も視野に入れることは極めて重要であるが、その導入に当たっては、まずは自主的対応を促進しつつ、制度的対応に関しては、製品の特性を踏まえた長期的スケジュールに立った段階的な対応を図ることが重要である」との整理が行われております。
	1	4	該当箇所 p.7六段落目「特に、今後スタンダード化が見込まれるGHS…」 *意見内容:基盤整備を含めた…というような抽象的な記述ではなく、「製品含有の化学物質の表示に関する包括的な法制度の検討」と具体的に明記すべきである。	本委員会での審議過程においては、「表示に関する包括的な法制度」そのものについては議論が及んでおりませんが、「国内外の制度見直しやこれを実現するための基盤整備を含めた取り組みを検討することが必要」と整理されております。
	1	4	該当箇所 p.7七段落目「また、我が国の企業の経済活動…」 *意見内容:委員会の中で、日本の廃家電・廃IT機器がアジアの環境に及ぼす影響について具体的に危惧され議論されていたので、この内容を例示として本文に挿入すべき	ご指摘を踏まえ、中間とりまとめp7の最終段落の「我が国の企業の経済活動がより一層国際的なサプライチェーンの中で展開されていく状況の下、」の直後に以下の文を追加します。 追加文:「これらが国際的に与える環境上の影響等にも鑑み、」
	1	1	[意見3-1] 6頁上5～10行目の「このため、国際的な共通目標に調和すべく現行制度(化学物質排出把握管理促進法、化学物質審査規制法等)における課題の明確化と対応策について検討を行い、所要の制度見直しに取り組む」といった当面の短期的課題だけでなく、両制度や自主管理が我が国化学物質管理制度全体の中で将来的に担う役割等を整理しつつ、WSSD合意に基づく2020年目標に対応するための長期的な課題についても検討を進めることが必要である。」の記述は、一節1項(化学物質政策の在るべき姿の全体像、基本的考え方について)における一つの結論を示した記述であると解釈します。 そして、この記述部分に続く(化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進)、(規制と自主管理のベストミックス等)および(国際的な制度調和の推進)の3項目は、文脈から推測すると、今後の化学物質政策に関する基本的考え方の論点を示したものと解釈します。	中間とりまとめにおけるこの部分の整理は、ご指摘のとおりです。
	1		[意見3-2] [意見3-1]の視点から見ると、この項には化審法、化学物質管理促進法等の現行制度の見直しを当面の短期的課題と位置づけることと、WSSDの合意事項への対応を長期的な課題と位置づけることは記述されていますが、長期的視野に立った「化学物質政策の在るべき姿」の全体像の内容に関する記述が見当たりません。	

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	1		<p>[意見3-4] [意見3-1]に関連して、化審法等の両制度の見直しは、日本における従来の法律改正におけるように、化審法ありきとか、化学物質管理促進法ありきといった既存法律体系の枠組みの下での個々の見直しによっては、OECDの理事会決議やアジェンダ21第19章に基づく重点課題に留意して各管理制度を国際的に調和させ、かつ、効率的かつ合理的な法律制度に改変することは無理であります。例えば、新規化学物質の審査制度や安全データシート(SDS)の交付制度がこれら以外の法律にも存在することから、関連法規を所管する全ての省庁による合同審議が必要であります。</p> <p>それゆえ、まず、関連法規の全体を視野に入れつつOECDの理事会決議やアジェンダ21第19章に基づく重点課題に優先的に対処して、日本の今後の「化学物質政策の在るべき姿」の全体像を経済社会環境や国際環境が大きく変化した現在および今後の必要性に留意して構築しておく必要があります。</p>	<p>今回の化学物質政策の基本問題に関する議論は、産業構造審議会に委員会を新たに設置して行われたものですが、今後の具体的な制度見直しにおいては、関連法規を所管する他省の審議会との合同審議を経て進めていくこととなっておりますので、ご指摘の点を留意しつつ、更に議論を深めて参ります。</p>
	1		<p>化学物質政策の在るべき姿</p> <p>1. (1) 主要な論点 意見 > 主要な論点として4点挙げられているが、SAICMの包括的戦略方針の4つの目的の一つともなっている「ガバナンス」の問題がはずされている。他の論点の中に無理に紛れ込ませることなく、主要な論点の一つとして正面から取り上げるべきである。</p>	<p>SAICMの包括的方針戦略においては、リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力構築と技術協力、不法な国際取引の防止が5つの目的として規定されておりますが、ガバナンスにおいて規定されている「適切なメカニズムによる化学物質のライフサイクルを通じた管理」等については、中間とりまとめp5の主要な論点2に言及されているという理解をしております。(審議資料集のp1-12「包括的方針戦略における目的」を参照下さい)</p>
	2	1	<p>(1) 「安全性情報の収集・把握の強化」について ・ 安全性情報の項目について、国際的スタンダードに合わせて明確にすることは賛成です。 ・ 前述のとおり、暴露情報 特に生産量や用途別使用量などについても収集・把握が可能となる枠組みを早急に整備すべきです。</p>	<p>ご指摘の点については、今後、制度の具体化を図る際に、更に検討を深めて参ります。</p>
	2	1	<p>・ 該当箇所: 2(1) ・ 意見内容: 海外・国内の過去の試験データを積極的に取り入れるべきである。</p>	<p>ご指摘の点については、今後、制度の具体化を図る際に、更に検討を深めて参ります。</p>
	2	2	<p>8. 合理的な安全性情報取得の追求等(9ページ) (1) ハザード情報収集の目的の一つは、その物質の安全性を科学的に評価し安全管理を確実にするために必要なデータを収集することである。その取得に「コストがかかる」ことを強調し、そのことをもって必要なデータを収集しないことの理由にすべきでない。 (2) 化学物質の安全管理が不十分であったために被害者の大きな苦痛と莫大な社会的コストが発生した水俣病、薬害エイズ、PCB、アスベスト等の例を教訓とすべきである。 (3) ハザード情報を正確に収集することにより多くの疾病を未然に防ぐことができ、医療費等の社会的負担を削減できることを強調すべきである。 (4) ハザード情報収集にかかるコストだけを強調するのではなく、ハザード情報収集と適切な規制を行うことで得られる社会的ベネフィットをきちんと評価した上で議論すべきである。 (5) (Q)SARの採用に当たっては、「実際には危険があるのに危険がないように見える(フォールス・ネガティブ)」という結果が出ないことを担保すべきである。(Q)SARで代替しても人の健康と環境に危険を及ぼさないことの確認(validation)を行う仕組みを確立して公開すべきである。 (6) 化学物質管理は用途毎に行い、用途毎の暴露情報を収集すべきである。 (7) 安全性情報の収集という人の健康と環境を保護する上で極めて重要なことから、企業の「自主性」に任せるのではなく、企業に対しその提出を法的に義務付けるべきである。</p>	<p>(1)に関し、本中間とりまとめp8及び9においては、まずは、安全性情報を質的・量的に拡大していくべきこととし、その上で、安全性情報の取得にコストがかかる実態を踏まえ、「上市量に応じた段階的な情報収集・把握を求めるといった合理的な考え方」を導入すべきとの整理がなされておりますので、ご指摘のような「コストがかかることをもって必要なデータを収集しない」といったことを記載しているものではありません。 (2)から(7)に関するご指摘については、今後、制度の具体化を図る際の参考意見として留意して参ります。</p>
	2	2	<p>1. 安全性評価等における動物実験について、動物愛護管理法や関連省庁(文科省や厚労省)の動物実験指針に盛り込まれている3R原則や動物福祉への配慮について記載すべき。</p>	<p>ご指摘の点に関連するものとしては、中間とりまとめp9第5段落中「動物試験を代替する方法」と整理されておりますが、審議過程においても、動物愛護管理法等を踏まえた動物試験代替の必要性も審議されておりますので、中間とりまとめp9脚注15に以下の文を追加します。 追加文:「このような手法は、動物愛護の観点からも、国内外ともに、積極的な導入が求められている。」</p>
	2	2	<p>2. 安全性評価等で犠牲となる動物を減らすために代替法の開発や人材育成に力を入れることを記載すべき。</p>	
	2	2	<p>・ 該当箇所: 全体 ・ 意見内容: 動物実験福祉の3Rについても書き込むべき</p>	
	2	2	<p>・ 該当箇所: 全体 ・ 意見内容: 経済産業省も動物実験指針を策定するべきである。</p>	
	2	2	<p>3. 試験対象となる動物の犠牲を減らす観点、及び化学物質のリスクコントロールの観点から化学物質の新規開発の規制、及び総種類数の削減の方針を記載すべき。</p>	<p>ご指摘の観点からの化学物質の新規開発の規制及び総種類数の削減といった事項については、これを記載するに必要な議論が深まっておりませんので、原文のままとさせていただきます。</p>

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
			10 安全性情報の収集・把握について 9頁 10-1 既存化学物質試験の指示の法制化 日本の化審法は、成立時の国会決議を根拠として、既存化学物質の試験は、化審法の監視化学物質は別として、一般に政府が行ってきた。官民連携の「Japanチャレンジプログラム」も行われるようになってはいるが、TSCA第4条、EUは「既存物質の評価と管理理事会規則」793/93に基づいて、政府は製造輸入業者に試験の指示をしている。また日本の労働安全衛生法の第57条の3も試験の指示が行われるようになっている。化審法では、監視化学物質に対しては、有害性の調査の指示が行われるが、一般的に化学物質管理の法令に試験の指示の項目を入れることは、PPPの原則からして、ただ乗り防止に対する枠組みとしても、また国際的にも負担の均一化の見地からも必要である。 10-2 試験機関の育成強化 9頁 日本の受託試験機関の試験費用は、ヨーロッパに比べて高いようである。この原因を調査し、可能であれば、何らかの形で財政的な援助を図るなど試験費用の削減を図れないだろうか。	既存化学物質等に関するハザード情報の取得の重要性については中間とりまとめにおいても言及されているところですが、ご指摘の法令による「有害性の調査の指示」といった具体的措置に関しては、今後の制度の具体化を図る際の参考として議論を深めて参ります。 なお、個別の試験費用の削減にかかる財政的な援助については、その実現が困難な課題として考えております。
	2	2	8-3 新規化学物質の重複試験の防止 新規化学物質の届出に際し、同じ物質の先願者がある場合は、TSCA、REACHなどのように、一定の条件の下に、先願者の権利を十分に確保するようにした上で、先願者の有無を知らせる制度を導入することは、研究開発の推進、試験の重複の防止、動物愛護の見地からも必要ではあるまいか。	ご指摘の事項に関連する事項としては、中間とりまとめp10の「安全性情報の公表の在り方と財産権の保護」において言及されているところですが、先願者の権利保護といった具体的措置に関しては、今後の制度の具体化を図る際の参考として議論を深めて参ります。
	2	2	(合理的な安全性情報取得の追求等)(p.9) 「今後、安全性情報のうちハザード情報の収集・把握を拡充するにあたっては、その取得にはコストがかかる点を共通理解とし、当該情報の活用目的を明確にするともに、化学物質の全国当たり又は事業者当たりの上市量といった量の概念についても検討を進め、当該上市量に応じた段階的な情報収集・把握を求めるといった合理的な考え方を更に導入することも検討すべきである。」と述べられているが、ハザード情報の収集・把握を拡充するにあたっては、その活用目的に沿った適切な指標をベースに慎重に検討を進めて頂きたい。	
	2	2	(合理的な安全性情報取得の追求等)(p.9) 「今後、安全性情報のうちハザード情報の収集・把握を拡充するにあたっては、その取得にはコストがかかる点を共通理解とし、当該情報の活用目的を明確にするともに、化学物質の全国当たり又は事業者当たりの上市量といった量の概念についても検討を進め、当該上市量に応じた段階的な情報収集・把握を求めるといった合理的な考え方を更に導入することも検討すべきである。」と述べられているが、ハザード情報の収集・把握を拡充するにあたっては、その活用目的に沿った適切な指標をベースに慎重に検討を進めて頂きたい。当該上市量に応じた段階的な情報収集・把握については、複数事業者の費用負担等の細かい仕組みまで検討して頂きたい。	ご指摘の点に関しては、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。
	2	2	(2)「合理的な安全性情報取得の追求等」について ・安全性情報の収集については、原則として生産者に収集・届出を義務づけるべきです。現在、「Japanチャレンジプログラム」は年間生産量1000トン以上の物質を対象として企業の自主的取組みとして進められていますが、スポンサーを募集した166物質のうち、スポンサー登録があったのは78物質にすぎない状況です。高生産量物質でもこのような状況ですから、1000トン以下の化学物質の安全性情報を収集するためには、企業の自主的取組みに委ねるのではなく、企業にその収集・届出を義務づける必要があると考えます。	まずは、安全性情報の収集・把握を強化することが重要である点には、中間とりまとめp8においても言及されておりますが、これを規制によるものにするのか、自主的な取組みによるものとするのかについては、Japanチャレンジプログラムの平成20年度における中間評価の結果を踏まえ、新たな枠組みへの移行の是非を含め、再整理を検討すべきと整理されておりますので、ご指摘の点を参考にしつつ、今後議論を深めて参ります。
	2	2	4. [該当箇所] P9 (合理的な安全性情報取得の追求等) 「今後、安全性情報のうち……化学物質の全国当たり又は事業者当たりの上市量と言った量の概念についても検討を進め、……」 [意見内容] 安全性情報の段階的な取得の優先順位の基準については、上市量ではなく暴露量とすべきである。	本委員会での議論においては、安全性情報のうちハザード情報の収集・把握を拡充するに当たっては、上市量から暴露量を適切に推測することで対応していく方向で整理が行われております。また、これに関連する事項としては、中間とりまとめp15の最終段落における暴露関連情報に係る議論が整理されておりますので、参考にして頂ければ幸いです。
	2		[意見] ・該当箇所 の2 ・意見内容 想定リスクが大きな化学物質に集中特化したリスク評価を早急に	ご指摘の点に関しては、今後、リスク評価の実践を更に強化していく際に留意して参ります。
	3	1	意見4. 「化学物質政策の在るべき姿」(5ペ-ジ)について (意見) 知的財産の開発において、化学物質については、「産業上利用可能性」という特許要件との関連で、安全性に基づく社会的許容が配慮されるよう、特許権の設定・保護・活用、ノウハウの保護に関する政府の知財戦略(内閣知財戦略本部知的財計画)に記載されるべきことを、案に加えていただきたいと考えます。	ご指摘の特許要件との関係については、化学物質分野でも議論を深めていくべき事項と認識いたしますが、現時点では詳細が整理されておりませんので、今後の検討課題として整理させていただきます。

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	3	1	(安全性情報の公表の在り方と財産権の保護) 「但し、その公表に関しては、当該情報をハザードデータ/試験サマリー/一次データ(試験レポート)といった階層で整理するとともに、費用負担者の権利が残置されるべき部分については一定の配慮が必要になると考えられる。」とし、「特に、(国に提出される)企業が財産権を有する一次データに関しては、その財産権の保護の在り方についても検討を深めておく必要がある。一方、国が財産権を有する一次データに関しては、国の一定の関与の下での利用についても認めていくことを検討すべきである」としている。企業が財産権を有する一次データについては、国際的な動向も見ながら、政策の具体化を図って頂きたい。	
	3	1	(安全性情報の公表の在り方と財産権の保護)(p.10) 「但し、その公表に関しては、当該情報をハザードデータ/試験サマリー/一次データ(試験レポート)といった階層で整理するとともに、費用負担者の権利が残置されるべき部分については一定の配慮が必要になると考えられる。」とし、「特に、(国に提出される)企業が財産権を有する一次データに関しては、その財産権の保護の在り方についても検討を深めておく必要がある。一方、国が財産権を有する一次データに関しては、国の一定の関与の下での利用についても認めていくことを検討すべきである」としている。企業が財産権を有する一次データについては、権利保護を慎重に検討し、国際的な動向も見ながら、政策の具体化を図って頂きたい。	
	3	1	(1)「安全性情報の公表の在り方と財産権の保護」について ・安全性情報については、SAICMにも「人の健康・安全と環境に係る化学物質情報には機密性があるとみなされるべきではない」と明記されているように、原則として公表されるべきであると考えます。但し、費用負担者の財産権の保護に配慮する必要があることは同感です。一種の知的所有権として法制度を整備するのが望ましいと考えます。	安全性情報の公開の在り方と財産権の保護については、本委員会でも多くの委員からその重要性に対する意見・指摘が行われたところです。(審議資料p6-1~6-11の「安全性情報の公開の現状」を参照のこと) ご指摘の点については、今後制度の具体化を図る際に留意して参ります。
	3	1	・該当箇所: 「3. 安全性情報に係る情報基盤の整備について」の財産権の保護について ・意見内容: オープン・アクセス可能なデータベースへの企業データの提出を奨励する際には、企業側に機密保護のレベルの選択権を付与していただきたいと考えます。	
	3	1	・該当箇所: 「3. 安全性情報に係る情報基盤の整備について」の財産権の保護について ・意見内容: 「一次データについては、著作権法上の著作物に該当するものとして整理を試みている」とのことですが、著作権法という枠組みの中での管理方法だけでなく、化学物質管理関連法の枠組みの中で管理するという可能性も検討していただきたいと思ひます。	
	3	1	1) 該当箇所 ・3. 安全性情報に係る情報基盤の整備について ・安全性情報の公表のあり方と財産権の保護 (P10) 2) 意見 ・安全性情報の取扱いについて、公益性と財産権のバランスが考慮された記述となっており評価する。	
	3	1	・該当箇所: 全体 ・意見内容: 化学物質の危険性について情報公開すべきである。	
	3	1	該当箇所 p.10(2)の二段落目「化学物質の安全性情報は…」 *意見内容: (1)「幅広く公開され流通することが、公共の利益に資する」を「国際的に環境および安全に関する情報は原則公開である」に変更する (2)OECDなど…の内容は、財産権保護に重点がある内容になっているが、公開が原則で財産権の保護はかなり厳密に制限している制度もあることを併記すべき	OECDや日米欧における安全性情報に係る権利の保護に関しては、公益の観点から制限的な部分があることは、審議の過程において議論が行われております(審議資料集p6-6~6-9の「安全性情報に係る権利の保護」を参照のこと)。これを踏まえた形でp10第2段落の該当部分は整理されておりますので、原文のままとさせていただきます。 なお、関連する事項としては、中間取りまとめp4に以下の脚注を追加します。 脚注「パブリックコメント手続きにおいて、共通的な視点として、「健康や環境に関する情報の原則情報開示を追加すべき」との意見提出があった」
	3	2	(安全性情報に係る基盤整備)(p11) 「今後、我が国としても、情報発信基盤としての安全性情報データベース等については、国家基盤としての意味合いも考慮しつつ、整備を進める必要がある。更に、各ステークホルダー(事業者、国民、NPO・NGO、専門家、行政等)が広く利用しうる情報提供ポータルとして、国が一括して整備する(分かり易い)情報提供基盤についても検討すべきである。」と指摘されている。安全性情報データベース等の具体的な整備については、国が主導して取り進めて頂きたい。	

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	3	2	(安全性情報に係る基盤整備)(p.11) 「今後、我が国としても、情報発信基盤としての安全性情報データベース等については、国家基盤としての意味合いも考慮しつつ、整備を進める必要がある。更に、各ステークホルダー(事業者、国民、NPO・NGO、専門家、行政等)が広く利用しうる情報提供ポータルとして、国が一括して整備する(分かり易い)情報提供基盤についても検討すべきである。」と指摘されている。安全性情報データベース等の具体的な整備については、国が主導して取り進めていただきたい。	ご指摘の点に関しては、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。なお、このような安全性情報に係る基盤整備に関しては、国のみの努力によって整備しうるものではなく、産業界からの安全性情報の自発的かつ積極的情報提供も極めて重要である点をご認識いただければ幸いです。
	3	2	3. 安全性情報に係わる基盤整備 (p.11) さらに基盤整備を進めていただきたい。	
	3	2	・該当箇所 p-10 安全性情報に関わる情報基盤整備について ・意見内容 化学物質のハザード情報として国が保有するデータは、無償あるいは適正は対価を負担することで日本国民は試験サマリーやハザードデータだけでなく一次情報も引用・使用ができるようにしていただきたい。	
	4	1	9. サプライチェーン上における情報伝達の種類(12 ページ) (1) 暴露情報をより科学的なものとするためには用途を明確に定義し、その用途に基づく暴露情報(暴露シナリオ)が必要であり、そのためには化学物質は用途毎に管理すべきである。 (2) 安全性情報の伝達の種類に” 想定された用途(暴露情報)の範囲内での使用を確実にすることを目的とするもの”を加えるべきである。 (3) サプライチェーンにおけるリサイクル事業者の位置づけを明確にし、リサイクル事業者への情報伝達に加えて、リサイクルされた商品及び廃棄物に関しても安全情報を確保すべきである。	暴露実態をより正確に把握するためには用途情報が重要である点は、本委員会の審議においても多く指摘されており、これに関連して、製造事業者のみならずサプライチェーン上の使用・加工事業者までを含めた管理が必要である旨については、中間とりまとめの以下の該当部分に記載されているところ(p13の「川上・川中・川下事業者における情報の伝達と共有」、p18の「サプライチェーン上におけるリスク評価・管理の推進」) 今後、どのような化学物質に対し用途管理の仕組みが必要かについては、ご指摘の点も踏まえ、議論を深めて参ります。 なお、廃棄物処理・リサイクル段階での情報伝達については、中間とりまとめ p14の「製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方」にて整理を試みておりますが、今後、関係省における関連する政策との連携を念頭に置きつつ、議論を深めて参ります。
	4	1	1) 該当箇所 ・4. 安全性情報の伝達について ・サプライチェーン上における情報伝達の種類 (P12) 2) 意見 ・安全性情報を 化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とするものと、製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とするものに分けて整理されたことは評価できる。	
	4	1	1) 該当箇所 ・4. 安全性情報の伝達について ・化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とした情報伝達の在り方 (P13)	
	4	2	意見3. 「安全性情報の伝達」(4ペ - ジ)について (意見) 日米間を始め、先進国間の安全性情報の相互伝達を、先ず掲げることが適切と考えます。	各国間の安全性情報の相互伝達に関しては、今後、取り組むべき重要な課題として整理させていただきます。
	4	2	[意見4-3] GHSに関する13頁前半の記述、とくに脚注23の「国際的には法的拘束力のある取り決めとなっていない点…」の記述については、GHSの先事例である「国連の危険物輸送に関する勧告」も「国際的に法的拘束力」を有していません。しかし、その勧告の目的は危険物輸送実務を国際的に調和することであり、いずれの国も危険物輸送に関する国内法の分類・表示制度に取り入れて対処しています。「国際的に法的拘束力がない取り決め」の意味は、「国連の危険物輸送に関する勧告」の場合と同様に、各国政府が国内法で対処すべき責務を明示的に取り決めていないだけであり、そこには事業者の自主管理で対処する選択肢は前提として含まれません。脚注23の記述は、国際合意文書における「voluntary」の用法に照らして誤解のないように書き改める必要があります。	脚注23は、GHSが、国際法上の国家間で結ばれる成文法である所謂「条約」に基づき規定されているものではないため、国際的には条約によってのみもたらされる法的拘束力が及んでいないという国際法上の客観的事実を記載している点をご留意下さい。
	4	2	[意見4-4] 上16～18行目の文章における「その導入に当たっては、」の記述は、既に労働安全衛生法の一部改正によりGHSを事業者の自主的取り組みを促す手段として取り入れた法的措置があり、実態に基づいていません。実態に基づいた記述に修正する必要があります。	労働安全衛生法におけるGHSの導入に関する事項については、審議資料集p4 - 20「改正安衛法の概要」において整理されているところです。 なお、ご指摘の部分における「その導入」は、同文中の直前の「混合物の分類や消費者向け製品への表示」を指している点をご認識下さい。

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	4	2	<p>[意見4-5] 上16～18行目の文章における「その導入に当たっては、まずは自主的対応を促進しつつ、」の選択肢は、[意見4-3]の見方によれば国際合意に則った対応ではありません。それゆえ、労働安全衛生法の一部改正によってGHSを事業者の自主的取り組みを促す手段として取り入れた措置や毒物劇物取締法のGHSへの対応にみられた姿勢も、国際合意である化学製品の国際貿易における非関税障壁を軽減するというGHSの本来の目的に適合した措置ではなかったと言うことができます。これらの措置はまた、アジア太平洋地域における化学品取引コストを5%削減するというAPECの合意にも呼応していません。</p>	<p>GHSを各国が導入するに当たっては、GHSの判定基準及び要求事項と矛盾しない限り、自主的対応によるものであっても、GHSの実施とみなされるとの理解をしており、国際合意に反するものとは考えておりません。 脚注23の性格についての事務局としての理解は上述の通りですが、その上で、化学物質管理のグローバル化を促すとの認識の下で、GHSの導入そのものを自己目的にするのではなく、GHSをどのように円滑に導入するのかという視点に留意して、議論を深めて参ります。</p>
	4	2	<p>[意見4-6] 上16～18行目の文章における「制度的対応に関しては、製品の特性を踏まえた長期的スケジュールにたった段階的な対応」は理解しにくい記述ですが、ここで「制度的対応」とは「製品」に含まれる化学物質の分類・表示制度を指していると考えれば、どのような法律や製品が該当するのか、および「長期的スケジュール」と2008年という国際的に合意した期限との関係をどのように考えているかを明白に記述する必要があります。</p>	
	4	2	<p>(化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とした情報伝達の在り方) (p13) 「我が国におけるサプライチェーン上での適切な情報提供・安全管理を行うためには、まずは、MSDS制度の更なる充実・強化を図るとともに、GHSに即した対応をより一層促進していくことが重要である。」と述べられているが、MSDS制度の更なる充実・強化は、サプライチェーン上での範囲の拡大を目指すものではなく、内容の充実を目指すものと理解している。現行の大半のMSDSは、物質がそのままの形態で流通する段階を想定したものであり、一方、サプライチェーンの下流に行くに従って物質にはさまざまな加工がなされ、使用者が求める化学製品の安全性に関する情報も異なってくる。この点については、p12の(サプライチェーン上における情報伝達の種類)でも明らかにされている。従って、MSDSで、サプライチェーン上のすべての使用者が求める情報を提供することに無理があり、MSDSプラスのような補完的な情報提供が必要と考える。</p> <p>「このような状況を踏まえると、混合物の分類や消費者向け製品への表示といった分野での制度的対応も視野に入れることは極めて重要であるが、その導入に当たっては、まずは自主的対応を促進しつつ、制度的対応に関しては、製品の特性を踏まえた長期的スケジュールに立った段階的な対応を図ることが重要である。」と述べられている。特に、GHS導入にあたっては、製造及び輸入者・使用者・消費者の混乱を避けるため、出来る限り各所管官庁が同一歩調をとるとともに、特に混合物の分類は、構成成分の化学物質の分類結果を必要としている点に鑑み、化学物質から開始し混合物へと展開していくといった段階を追った進め方をとるべきである。以上の観点を考慮して、国としての今後のGHS導入に関する方針を明確にして頂きたい。</p>	<p>ご指摘の点に関しては、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。</p>
	4	2	<p>(化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とした情報伝達の在り方) (p.12) 「我が国におけるサプライチェーン上での適切な情報提供・安全管理を行うためには、まずは、MSDS制度の更なる充実・強化を図るとともに、GHSに即した対応をより一層促進していくことが重要である。」と述べられているが、MSDS制度の更なる充実・強化は、サプライチェーン上での範囲の拡大を目指すものではなく、内容の充実を目指すものと理解している。現行の大半のMSDSは、物質がそのままの形態で流通する段階を想定したものであり、一方、サプライチェーンの下流に行くに従って物質にはさまざまな加工がなされ、使用者が求める化学製品の安全性に関する情報も異なってくる。この点については、p12の(サプライチェーン上における情報伝達の種類)でも明らかにされている。従って、MSDSで、サプライチェーン上のすべての使用者が求める情報を提供することに無理があり、MSDSプラスのような補完的な情報提供が必要と考える。</p> <p>「このような状況を踏まえると、混合物の分類や消費者向け製品への表示といった分野での制度的対応も視野に入れることは極めて重要であるが、その導入に当たっては、まずは自主的対応を促進しつつ、制度的対応に関しては、製品の特性を踏まえた長期的スケジュールに立った段階的な対応を図ることが重要である。」と述べられている。特に、GHS導入にあたっては、製造及び輸入者・使用者・消費者の混乱を避けるため、出来る限り各所管官庁が同一歩調をとることを強く要望する。現行法ではGHS区分と整合性がとれていない法律(例えば消防法)もあり、混乱を招くことが危惧される。また、混合物の分類は、構成成分の化学物質の分類結果を必要としている点に鑑み、化学物質から開始し混合物へと展開していくといった段階を追った進め方をとるべきである。以上の観点を考慮して、国としての今後のGHS導入に関する方針を明確にして頂きたい。</p>	

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
			<p>12 日本のMSDSの特殊性</p> <p>12-1 日本のMSDSの対象はリスト記載物質のみ 13頁 法令上義務化しているMSDSの対象物質をリスト記載物質（現在は日本は重複を含めて1500）に限定するのは日本と中国位で、一般に諸外国のMSDS制度は、一定基準の危険有害性の情報が有れば、MSDSの作成、提供を義務づけている。日本でも消防法の危険物第4類引火性液体は引火点により定めている。EU、カナダは情報基準であるが、リストも併用。米国のOSHA（労働安全衛生局のHCS（危険有害性周知基準）は情報基準であるが、IARCの発がん性分類1,2なども義務としている。日本も諸外国並みに情報基準にし、GHSの分類により、一定の分類された物質は義務化することが望まれる。</p> <p>12-2 物質名の秘密保持制度が無い MSDSに必要なのは、物質名よりも、危険有害性の対策である。日本も労働安全衛生法についての平成4年7月1日の労働省労働基準局長発 基発第394号の第2(12)には成分と含有量を秘密保持してもよい条件4項目が示されている。OSHAのHCSは、秘密保持は自己判断、カナダは行政当局にMSDSと共に届け出て秘密保持の認可を申請するなど色々の方法がある。またHCSは非常時における開示の条件を細かく定めている。</p>	
			<p>13 表示とMSDS対象物質の一体化 13頁 日本の法令に基づく表示とMSDSの対象物質の関係は、毒物劇物取締法は同一であるが、労働安全衛生法で指定されているMSDS対象物質（群）は640、表示対象物質は99である。化管法はMSDSの提供を指定している化学物質は、435物質（群）であり、表示は特に定められていない。化審法の法令上は第2種特定化学物質に表示が義務づけられている。</p> <p>これに対してOSHAのHCSは有害性と分類された化学物質はすべて表示とMSDSの提供が義務づけられている。EUのREACHは、dangerousと分類された物質、調剤は、MSDSは第31条により、表示は第112条によりいずれも表示、MSDSの作成が義務づけられていて、両者は一体化している。</p> <p>日本でも表示の対象物質とMSDSの対象物質が統一されることが望まれる。その場合表示は単に絵標章とMSDSを見よ 程度のクラスがあっても、良いかもしれない。</p>	
			<p>(1)「化学物質等の取扱事業者に対する安全管理を目的とした情報伝達の在り方」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GHSを推進するに当たり、現行制度を見直してMSDS提供対象物質を拡大することは賛成です。GHSに対応するには、MSDSのみならず表示制度にもついても現行制度の見直しが行われていますので、それも併せて抜本的な法整備を行うこと（例えば「化学物質表示法」（略称GHS法）の制度など）を提案します。 ・ 消費者向け製品についてのGHS導入については、自主的対応ではその進展に限界があるので、制度的対応を基本とすべきです。消費者にわかりやすい情報提供を行うことの重要性を考えると、事業者間製品 消費者製品といった進め方は反対です。消費者製品も事業者間製品と同時に導入を進めるべきです。 	
			<p>14 GHSの絵標章の国民の理解 13頁 表示の絵標章の意味の理解を深めるため、小学生の段階から教えることが望まれる。</p>	
			<p>4. 消費者向け製品へのGHS表示 (p.13) 消費者向け製品へのGHS表示については、情報の受け手である消費者にとって有用な情報は何かという点を十分検討し、事業者の自主的な取り組みを考慮した上で実施していただきたい。</p> <p>“各ステークホルダー（事業者、国民、NPO・NGO等）がGHSに基づく製品へのラベル表示及びMSDSを正しく理解して管理等に反映させるためには、GHS情報の理解促進に寄与するようなコミュニケーションの手段についても、GHS導入促進と併せ、措置することが重要である。”に賛成。</p>	
			<p>・ 該当箇所 p-13 GHSへの対応について</p> <p>・ 意見内容</p> <p>GHSの本旨は取扱者の責任で化学製品の安全性を判断することにある。法律に基づく限定的なリストアップは、化学物質に関する広範なデータ整備がなされていないことを考慮した、行政からのサービスであると理解している。しかし、中間取りまとめに書かれているようにGHSの趣旨を満たせない可能性だけでなく、取扱者の自主的な判断の阻害にもなることからリスト化はこれ以上拡大すべきではないものとする。むしろ方に基づいたリストは適切な時期をみて廃止すべきである。</p>	
			<p>4.安全性情報の伝達について (化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とした情報伝達の在り方) P12で述べられているように化学物質のサプライチェーンにおける安全性情報の伝達は、化学物質等の取扱事業者等に対する安全管理を目的とするもの 製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とするもの2つに大別でき、また、情報伝達の手法として「MSDS制度の更なる充実・強化とGHSに即した対応」が述べられているが現行のMSDSは主に を対象とした制度であり、物質は川下には流れるとともに様々な形態となり最終的に消費者が求める安全性情報とは必ずしも一致しないと思われる。従ってMSDSによりすべてのサプライチェーンへの安全性情報を包括することは困難であり、MSDS制度を充実・強化しても必ずしも末端消費者への情報伝達とは結びつかないと思われる。</p>	
				<p>GHSの推進に当たり、MSDS制度の更なる充実・強化を図ることや、リストアップ方式における問題点を踏まえた対象物質の拡大の検討、消費者向け製品におけるGHS表示導入の考え方及び各ステークホルダーにおけるGHSの正しい理解の促進等については、中間取りまとめp13においても、委員からの多くの指摘を受けて整理されたところです。</p> <p>ご指摘の点に関しては、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。</p>
				<p>中間取りまとめにおいては、ご指摘の と を区別した議論を行っており、MSDSは に関連するものとして整理が行われているのに対し、 に関する情報伝達はp14の5段落中において、MSDSとは異なる概念である「アーティクルマネジメント」の範疇であるものとして整理されているところです。</p>

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	4	2	<p>[意見5-1] 化学物質のハザード分類、容器包装へのラベル表示および安全データシート(SDS)の世界的調和は、アジェンダ21第19章に掲げられた国際協調活動の最重要課題の一つとして精力的に取り組みました。そして、その成果がGHS文書として結実しました。</p> <p>それゆえ、ECOSOCの決議に呼応して国内の現行法規の分類・表示制度を全体的にGHSに適合させ、化学物質の分類・表示に関する日本調和システム(JHS)を構築することは、アジェンダ21第19章において国際的に合意した日本の責務であります。</p>	
	4	2	<p>[意見5-2] [意見5-1]に関連して、日本は、現在、GHSへの対応について政府としての基本的方針を確立していません。実態的には、1998年6月に制定された「中央省庁等改革基本法」の趣旨である縦割り行政の弊害の排除に考慮せず、関係省庁がそれぞれの所管の枠組みの中でそれぞれの事情に固執した措置を繰り返しているにすぎません。</p> <p>したがって、化学物質の分類・表示に関する日本調和システム(JHS)を構築するためには、まず、政府が一体となって基本的方針を定め、それに基づく検討体制を整備する必要があります。</p>	GHS導入に当たっては、現在、「GHS関係省庁連絡会議」等の場においても、関係省が取り組むべき対応の在り方について議論が行われているところですが、今後、制度の具体化を検討するに当たっては、関係省とも連携しつつ、ご指摘の意見及び本中間とりまとめにおいて整理された事項を提案して、具体的な措置を検討して参ります。
	5	1	<p>[意見5-3] [意見5-1]に関連して、化学物質のハザード分類および表示のGHSへの対応は、化学物質管理の現況を全体として抜本的に改善する要となる方策であります。それゆえ、日本の「今後の化学物質政策の在るべき姿」の全体像の構築にかかわる基本問題の一つであります。</p> <p>したがって、中間取りまとめにおいては、社会に流通する全ての化学物質の、全ての有害影響、全ての管理の視点、全ての用途・用法、全ライフサイクル、および全ての当事者を視野に入れつつ、関係法規の垣根を越えて日本の「今後の化学物質政策の在るべき姿」を明確にし、GHSにかかわる管理制度が日本の化学物質管理制度全体の中で担う役割等を方向付ける必要があります。</p>	
	4	2	<p>2 本報告の対象 消費者:SAICM、GHS、アジェンダ21(家庭)は主とし表示であるが、消費者も対象にしている。13頁に言及しているが、この点を明確にしても良いのではないか。 またTSCA、REACH、オーストラリア、アジェンダ21、WSSD、SAICMは労働者の健康も対象にしている。将来の課題と思われる。</p>	ご指摘の点に関しては、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。
	4	3	<p>(2)「川上・川中・川下事業者における情報の伝達と共有」について ・わが国においても、EUのREACHのような川上・川下の双方向の情報伝達のしくみを創設する必要があると考えます。 ・サプライチェーン全体での化学物質管理は当然必要ですが、さらに消費者による使用や廃棄まで含めたリスク管理を目指すべきです。</p>	ご指摘の点に関しては、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。
	4	3	<p>該当箇所 p.13の最後の段落「サプライチェーン上の安全管理を促進するため、…」 *意見内容「サプライチェーン上の安全管理を促進するため」の前に「事業者の製造者責任・設計責任遂行および」を挿入する</p>	ご指摘の観点からの事業者の製造者責任といった事項については、これを記載するに必要な議論が深まっておりませんので、原文のままとさせていただきます。
	4	4	<p>10. 製品に含まれる化学物質(14ページ) (1)最終製品が国内で及び輸出されて海外で特に開発途上国で廃棄物となった際の環境汚染防止及びリサイクルを行う作業者の安全確保の観点から、我が国においてもEUのRoHS指令のように有害物質を製品中で使用することを「禁止」するという方向に向かうべきである。 (2)化学物質の含有情報の事業者間での伝達に力点が置かれ、製品に含まれる化学物質の安全情報を消費者に伝達するという視点が希薄である。消費者への安全情報開示を義務付けるべきである。</p>	現在、家庭用品中の有害物質に関する規制としては「有害物質含有家庭用品規制法」が存在し、また、廃棄物・リサイクル政策の観点からの製品に含有される特定物質については「資源有効利用促進法」において含有情報の提供義務付けが行われているところです(中間取りまとめp14の「製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方」、審議資料集p4-14の「J-MOSSの概要」)
	4	4	<p>(3)「製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方」について ・消費者の知る権利の観点、及び廃棄・リサイクル段階を含めての化学物質のリスク削減の観点から、製品中に含まれる全化学物質について、その含有量やハザード情報が消費者に開示されるようなしくみを早期に導入すべきであると考えます。 ・過大広告、不適切な使用を助長するような広告やビジネスに対しては、規制を検討することを提案します。</p>	消費者に対する情報開示については、中間取りまとめp13の第三段落、p14の最終段落においても言及されておりますので、今後、更に議論を深めて参ります。 なお、過大広告等に対する規制に関しましては、その意図するところ不明であり、議論が深まっておりませんので、現時点では、検討対象とはしないことと致します。

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	4	4	<p>製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方(p14)</p> <p>「なお、上記の資源有効利用促進法やEuP指令の動きをみると、その政策手法は、特定の化学物質の「含有禁止」に加えて「含有情報の開示義務」へと展開している傾向も見て取れるが、これは、製品のライフサイクルを考慮しトータルに環境負荷を低減させるために、設計・製造段階から環境配慮を求め、製品に含有される物質をコントロールしていくという「環境配慮設計」の考え方に基づくものである。」と記載されているが、次のような修正案をお願いしたい。</p> <p>「なお、化学物質管理の政策手法は、ELV指令やRoHS指令などに見られるような特定の化学物質の「含有禁止」から、上記の資源有効利用促進法やEuP指令の動きにみられる「含有情報の開示義務」へと展開している傾向も見て取れるが、これは、製品のライフサイクルを考慮しトータルに環境負荷を低減させるために、設計・製造段階から環境配慮を求め、製品に含有される物質をコントロールしていくという「環境配慮設計」の考え方に基づくものである。」</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。</p> <p>中間取りまとめp14の第三段落</p> <p>修正前:「なお、上記の資源有効利用即品法やEuP指令の動きをみると、その政策手法は、特定の化学物質の「含有禁止」に加えて「含有情報の開示義務」へと展開している」</p> <p>修正後:「なお、製品に含まれる化学物質等に係る政策手法については、特定の化学物質の「含有禁止」に加えて、上記の資源有効利用即品法やEuP指令の動きにあるように「含有情報の開示義務」へと展開している」</p>
	4	4	<p>[意見]</p> <p>・該当箇所:P14(製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方)の第3パラグラフ「なお、上記の資源有効利用促進法や～環境配慮設計」の考えに基づくものである。」</p> <p>・意見内容:「含有禁止」に加えて、の箇所は削除すべきである。</p>	
	4	4	<p>[意見]</p> <p>・該当箇所:P14(製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方)の第7パラグラフ「このように、(廃棄物・リサイクル政策からの要請に基づく)廃棄物処理段階で～考え方の整理を更に行うことが求められている。」</p> <p>・意見内容:第7パラグラフの「このように～」以下の文章を削除すべき。</p>	<p>削除すべき理由が不明ですので、原文のままとさせていただきます。</p>
	4	4	<p>(製品に含まれる化学物質等の含有量の把握と管理を目的とした情報伝達の在り方)(p.14)</p> <p>「また、川上・川中・川下事業者の自主的な連携により、化学物質・調剤が成形品に変化する際に、必要となる化学物質情報の適切な伝達を行う(アーティクルマネジメント)といった動きも見られつつあり、このようなサプライチェーンにおける情報伝達の取り組みについては、中小企業における対応促進の観点からも、行政による支援を含め、社会全体でサポートしていくことが重要である。」と述べられており、本件に関しては同意する。</p> <p>製品に有害性が大きい物質が含まれている場合、その含有情報が適切に伝達されるような制度の構築を望む。</p>	<p>ご指摘の点に関しては、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。</p>
	4	1.2	<p>11 安全性情報の伝達について 12頁</p> <p>MSDS、表示は、安全管理を目的とするのに対し、PRTRの報告のための製品中の含有量の伝達は目的を異なるので、MSDSに物質名の秘密保持を認めるためにも、両者を分離することが必要である。したがって12頁(2)の に賛成である。</p>	<p>ご指摘の点に関しては、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。</p>
	4		<p>[意見]</p> <p>・該当箇所 の4</p> <p>・意見内容 対象物質の拡大よりも含有率の裾切りの見直しを</p>	<p>ご指摘の点に関しては、今後、制度の具体化を検討する際の参考意見とさせていただきます。</p>
	5	1	<p>11. リスク評価における役割分担の在り方(15 ページ)</p> <p>(1) リスク評価を行うためにはハザード情報に加えて正確な暴露情報の収集が必要である。暴露情報は化学物質の用途毎に異なるので、リスク評価は化学物質のライフサイクルを考慮して用途毎に行われるべきである。</p> <p>(2) 化学物質製造者は安全性情報を作成し化学物質の用途を限定しリスク評価を行い、行政は製造者が行ったリスク評価について複合暴露や低用量暴露等を勘案して審査しリスク管理を行う制度を構築すべきである。</p>	<p>ご指摘の点に関しては、今後、制度の具体化を検討する際の参考意見とさせていただきます。</p>
	5	1	<p>15 リスク評価の役割分担 15頁</p> <p>REACHはリスク評価の実施を従来の行政から、事業者の義務にしているが、川上の化学物質の製造業者は、川下の個々のユーザーの使用状況は把握できないことが多く、また個々のユーザーは企業秘密もあり、川上に用途、暴露の状況を伝えにくい場合もあるであろう。したがってたとえPRTRのデータがあるにせよ、リスク評価の全体をまとめることができるのは行政ではなからうか。</p> <p>なおREACHは今回リスク評価を行政から事業者に移すことにしたが、一部に誤解もあるようである。すなわち、EUでは今までもハザード評価は事業者の義務あり、今回事業者に移したのはリスク評価である。</p>	<p>リスク評価に係る役割分担に関しては、「全国・地域レベル」「個別事業所・製品レベル」「サプライチェーン上での事業者レベル」といった観点から、整理を試みております(中間取りまとめp15の第四段落、p18の第四段落)。</p> <p>なお、リスク評価体制については、今後とも議論を深めていく必要がありますので、ご指摘の点は、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。</p>

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	5	1	(リスク評価における役割分担の在り方)(p15) 「また、リスク評価を行うに必要な暴露関連情報等に関し、ライフサイクルにおけるどの段階でのリスク削減を目標にするのかを明確にしつつ、製造・輸入量といった基礎となる情報を含めて暴露に関する情報を、より円滑に、収集・活用する仕組みについて新たに検討すべきである。」と述べられているが、製造・輸入量の収集・公開に当たっては、独禁法の観点からの検討も必要と考える。	
	5	1	(リスク評価における役割分担の在り方)(p.15) 「また、リスク評価を行うに必要な暴露関連情報等に関し、ライフサイクルにおけるどの段階でのリスク削減を目標にするのかを明確にしつつ、製造・輸入量といった基礎となる情報を含めて暴露に関する情報を、より円滑に、収集・活用する仕組みについて新たに検討すべきである。」と述べられているが、製造・輸入量の収集・公開に当たっては、機密保持の観点からの検討も必要と考える。	ご指摘の点は、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。また、独禁法について頂いたご意見については、今後の具体的な制度見直しの際の参考意見とさせていただきます。
	5	1	(1)「リスク評価における役割分担の在り方」について ・リスク評価は事業者も国も行う必要があると考えます。国は、規制などのリスク管理の前提としてリスク評価を行います。その際、事業を所轄する省庁とは独立した行政組織(例えば「化学物質安全庁」又は「化学物質安全委員会」など)においてリスク評価を実施する必要があります。 ・リスク評価を行うために、製造・輸入量といった基礎となる情報を含めて暴露に関する情報を収集・活用するしくみについて新たに検討すべきというのとは同感です。 ・リスク評価にあたっては、前述のとおり、胎児・子どもなどのハイリスクグループへの配慮、複合暴露・複合影響を助長した手法の開発などに積極的に努めるべきです。また、リスク評価においては、予防原則の適用と、そのための市民参加の機会の保障が不可欠であると考えます。	ご指摘の独立した行政組織や評価専門機関に係るご意見については、今後、各種の化学物質関連法規の担うべき機能や必要な行政側の体制を客観的に議論する際の参考意見として留意して参ります。
	5	1	1)該当箇所 ・5.リスク評価体制について ・リスク評価における役割分担の在り方 (P15) 2)意見 ・リスク評価の役割分担については課題が纏められているが、サプライチェーンに存在する中小企業や商社のような事業者における実行可能性も視野に入れて検討していただきたい。 ・例えば、「全国・地域レベルのリスク評価は行政が、個別事業所・製品レベルのリスク評価は事業者が行う」との役割分担が述べられているが、全ての事業者で実行可能とするためにも、そのベースとなるハザード評価及び基本的なリスク評価は、国(専門機関)が実施することが望ましいと考える。そのための評価専門機関も早急に整備すべきである。評価機関としては、例えば現在各省庁が関与する独立行政法人等の各種研究機関の機能を見直し、類似機能の統合も含め、組織体制の再構築も検討すべきと考える。	また、リスク評価における留意事項、手法の開発、市民参加といった点につきましては、中間取りまとめにおいても議論が行われたところですが、ご指摘を参考に、今後、議論を深めて参ります。(中間取りまとめp7の第三段落「関係主体が広く参加しうる場作り」部分、p16の脚注26「感受性が高いグループへの配慮」部分)
	5	1	・該当箇所: 「5.リスク評価体制について」のリスク評価における役割分担の在り方 ・意見内容: リスク評価に必要な暴露情報の収集に際しては、事業者と国とが連携して収集・整備する仕組みづくりも検討していただきたいと思います。	ご指摘の点は、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。
	5	1	1)該当箇所 ・5.リスク評価体制について (リスク評価における役割分担の在り方) (P15) 2)意見 ・「今後、我が国においてリスク評価の実施を本格化していくにあたり、我が国なりの合理的なリスク評価体制を構築する必要がある。その際、リスク評価を行政が行うにしても、これを行政又は事業者のいずれが行うにしても、これを推進するための仕組みについて制度的又は自主的対応を組み合わせ、検討を進めるべきである。」と述べられているが、リスク評価を化審法のような新規化学物質届出制度の審査体系に取り入れる際には、十分な制度設計を行い、国際整合性も踏まえた合理的な制度を確立してほしい。	国際整合化に係るご指摘に関しては、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。
	5	1	5.リスク評価体制について (リスク評価における役割分担の在り方) P15において「今後、我が国においてリスク評価の実施を本格化していくに当たり、我が国なりの合理的なリスク評価体制を構築する必要がある。その際、リスク評価を行政又は事業者のいずれが行うにしても、これを推進する為の仕組みについて制度的又は自主的対応を合わせ、検討を進めるべきである」とある。「我が国なりの合理的なリスク評価体制を構築」は理解できるが、ハザードデータについては、可能な限り知見を共有し世界共通の認識に基づいたリスク評価とすべきであり、世界との調和が必要であると考えます。 また、リスク評価に必要なハザードデータの取得、さらには暴露データの取得には多大な労力と費用がかかるものと思われ、特に中小の企業がこれを行うことは不可能であり、世界との協力のもと、国主導で行うべきであると考えます。	リスク評価に係る国際的な調和については、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。なお、安全性情報の取得に係る考え方については、中間取りまとめにおいても多くの整理が行われているところですが、中小企業への配慮も念頭に置きつつも、国のみが行うのではなく、産業界との連携の下、進めていくことが必要であると考えております(中間取りまとめp9の最終段落「Japanチャレンジプログラム」部分)。

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	5	2	12. ナノテクへの対応(16 ページ) (1) ナノテクの安全性確保に責任を持つ所管省庁を明確にし、所管省庁はナノの安全に関わる国の政策を国民に知らせるべきである。またナノの安全に関わる責任省庁はナノ推進の責任省庁とは別にすべきである。 (2) ナノテクの安全性に関する国の検討会や意思決定に市民やNGOsを参加させるべきである。 (3) 安全性に懸念がある又は安全性が確認されていないナノ粒子の環境への放出、及びそれらのナノ粒子を含む製品を市場に出すことは、安全性が確認されるまで一時的に中止すべきである。 (4) ナノテクは未知の領域が多い新しい技術であることから、製造、使用及び廃棄のライフサイクルの中で、殊に廃棄処理における安全確保が適切に行えるかどうかは疑問が大きく、トータルな安全管理の信頼性はまだまだ低く、これを認識すべきである。	
	5	2	(2)「リスク評価の重点分野とナノ粒子等新たな課題への対応」について ・「全ての化学物質に対してリスク評価を実施することは事実上困難であるため、実際には評価対象となる化学物質の優先順位を一定の考え方にに基づき定め、リスク評価を行う化学物質を具体的に選定していくことになる」との記載には異議があります。REACHのように、1トン以上の化学物質については、製造する際、事業者がリスク評価を義務づけ、それを国がチェックして必要なリスク管理を行うべきであると考えます。 ・ナノ粒子については、粒径が極めて小さく、いったん細胞内に入るとなかなか排出されにくい、その間に遺伝子損傷を引き起こすなどの健康影響が懸念されていますが、未だ科学的解明は得られていません。しかし、もしそのような懸念が現実的になった場合には、取り返しのつかない事態となりかねません。したがって、ナノテクノロジーの社会的受容にあたっては、こうした懸念を含めて、十分な国民的議論とそれに基づく社会的合意形成が求められています。 国は、ナノ技術の安全性評価について、国民に対して十分な情報提供を行うとともに、今後の対応に関する意思決定の場に市民を含む多様なステークホルダーが主体的に参画できるようにすべきです。また、安全性が確認されるまでは、ナノ粒子の製造・使用を一時中止すべきであると考えます。	ナノ粒子等新たな課題への対応に関しては、中間取りまとめp16においても整理されておりますが、必要な情報提供や国際的な連携を留意しつつ、今後、関係する省庁とも連携の上、必要な対応を検討して参ります。
	5	2	13. 規制と自主管理のバランスの取れたリスク管理の在り方(17 ページ) (1) 製造工程におけるリスク管理は事業者が法的枠組みの中で行うべきであるが、市場に出た後、廃棄にいたるまでのリスク管理は、事業者が提出するハザード情報、暴露情報(暴露シナリオ)及びリスク評価に基づき、規制を含めて国が行うべきである。 (2) リスク管理は、その物質が製品や環境中に存在する全ての過程で行われなければならない、廃棄処理、廃棄後の管理についても議論の中心に加えるべきである。	リスク評価に関しては、中間取りまとめにおいても、「全国・地域レベルのものは行政が、個別事業所・製品レベルのリスク評価は事業者が行う等、対象とするリスクの性格を考慮した対応」を検討することになっており、必要となる暴露関連情報に関する方向性についても、中間取りまとめp15の最終段落に整理されているところです。 なお、廃棄物処理・リサイクル段階でのリスク管理については、廃棄物処理法における対応等を踏まえながら、関係省とも議論を深めて参ります。
	5	2	16. CMRへの対応 16頁 我が国では、CMに比べて行政的にも、Rに対する対応が遅れているのではなかろうか。特に妊婦、胎児、幼児、小児に対する影響の研究と行政の対応の一層の強化が必要と思われる。	ご指摘の点は、関係省とも連携の上、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。
	5	2	(リスク評価の重点分野とナノ粒子等新たな課題への対応)(p16) 「重点的に対象とすべき化学物質としては、生産量や用途といった暴露の面から一定レベル以上の暴露が想定されるもののうち、CMR(発がん性・変異原性・生殖毒性)やPvB(高残留性・高蓄積性)に該当するものを念頭に置いた整理を図ることが重要である」と述べられており、同意するが、優先順位を考慮した物質選定に際しては、事業者の参加を含めた選考の仕組みをお願いしたい。物質選定に当たってはブラックリスト化の問題は常につきまとう問題であり、科学的に十分なハザード評価を行われないまま、物質名がリスト化されると、予期せぬ不利益を事業者にも与えることとなる。	
	5	2	(リスク評価の重点分野とナノ粒子等新たな課題への対応)(p.16) 「重点的に対象とすべき化学物質としては、生産量や用途といった暴露の面から一定レベル以上の暴露が想定されるもののうち、CMR(発がん性・変異原性・生殖毒性)やPvB(高残留性・高蓄積性)に該当するものを念頭に置いた整理を図ることが重要である」と述べられており、同意するが、物質選定は透明性を保ちつつ、しっかりとしたハザード評価に基づき実施して頂きたい。ハザード評価が十分に行われないまま、物質名が公表されると、予期せぬ不利益を事業者にも与えることとなる。	「リスクベースの管理を一層推進」する際には、ブラックリスト化による対応だけではそもそもの目的を達成し得ないと理解しておりますので、物質選定の透明性等ご指摘の点は、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。
	5		・該当箇所: 「5. リスク評価体制について」全般 ・意見内容: 国が実施するリスク評価およびハザード評価のいずれについても、新たなデータあるいは新しい解釈などが取得・公表された場合には、随時評価結果を見直せるような柔軟な評価体制を構築・運用していただきたいと思っております。	新たなデータ等に基づく適切な評価は重要ですので、そのようなデータ取得に係る産業界との連携を含め、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。
	5		5. リスク評価体制について (1) 主要な論点 意見 > 現時点では化学物質が生物多様性に及ぼす影響を適切に評価することは非常に困難であるが、その潜在的リスクは非常に大きいと考えられる。しかしながら、生物多様性保全に係わる具体的記述は、本とりまとめ全体をみて全く見られない。これでは持続可能な社会における化学物質政策を考える問題整理としては不完全といわざるを得ない。	生物多様性に関しては、直接、本委員会では議論されておりませんが、中間取りまとめ及び審議資料集においても言及されておりませんが、生態系に関する影響に関しては、ストックホルム条約前文において「北極の生態系(中略)が残留性有機汚染物質の食物連鎖による蓄積のため特に危険にさらされている」と言及されており、化学物質政策においてもその範疇に入っていると理解しております。

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	6	1	<p>[意見6-1] 今後の化学物質管理における規制と自主管理の関係については、事業者が自らの取扱物質について主体的な管理を行うことを前提にして法律制度の枠組みを構築する必要があります。 事業者の主体的な管理を前提にした法律制度の枠組みとしては、例えば、「化学物質総合管理政策」の下に、国および事業者の責務や役割を明確にして、化学物質のハザード評価、曝露評価、リスク評価などの技術指針およびハザードの分類制度、安全データシート(SDS)の交付制度、新規化学物質の審査制度などを法律が一元的に定めて管理の方法論の整合性と予見可能性を確保すること、および事業者の主体的な管理に委ねると人および環境に対する影響に重大なリスクが懸念される場合に限って法律が一律の規準を定めるといった「化学物質総合管理」の法律制度への変革が、国内外の状況に照らして最も適切であります。 このことはまた、国が一律の規準を定めてその遵守状況を国が監視するという従来の取締法的な行政介入の強い管理政策からの脱却をも意味しています。</p>	<p>規制と自主管理の在り方については、本委員会でも多くの議論が行われた結果、中間とりまとめにおいては、「両者は対立するものではなく、相互に補完するものである」とされ、これは規制と自主管理のお互いのメリットを最大限生かしたものを追求すべきとの整理が行われております。 なお、これらをどのように組み合わせたものとするのかについては、ご指摘の幅広い観点からの基本的考え方等を参考にしつつ、今後の具体的な制度見直しにおいて更なる検討を進めて参ります。</p>
	6	1	<p>[意見6-2] [意見6-1]に関連して、法律が規定する管理制度や管理手法と自主管理の管理制度や管理手法との整合性の確保は、化学物質にかかわる全ての管理の視点に共通する必須の要件であり、例えば、既存化学物質の初期リスク評価にみられる法律と自主的取り組みの乖離などは率先して是正する必要があります。</p>	
	6	1	<p>14. 代替(17 ページ下段) (1) 有害な物質については、より安全な物質があればそれに換え、代替がなければ開発するという代替原則を明確に打ち出すべきである。 (2) 代替物質を使用する場合にはその安全性評価がなされるべきことは当然であり、「安易な代替は新たなリスク発生をとまぬ」という不正確な表現で代替原則を排除又は過少に評価すべきでない。</p>	
	6	1	<p>18 代替品 17頁 REACHで議会と閣僚会議の意見の相違が妥結に至るまでに、最も対立したのは、代替品のある場合、無い場合の対応であったことに留意する必要がある。</p>	<p>リスクの管理手法としての「代替物質への転換」については、審議資料集p5 - 3の「ライフサイクル段階別に見たリスク管理手法のあり方」においても重要な手法として整理しているところです。なお、「安易な物質代替による新たなリスク発生」の部分は、審議資料集p5 - 4の「リスクトレードオフの概要」に記載されているように、十分な情報無しに代替を行うことによっても新たなリスクを発生することが無きよう留意すべきとの整理から言及されているものです。 代替品の有無やこのような留意点を踏まえながら、リスク管理手法については、議論を深めて参ります。 また、リスク管理における規制と自主管理の組合せや、リスク削減手法の検討における注意点等のご指摘については、今後、制度の具体化を検討する際に留意して参ります。</p>
	6	1	<p>(1)「規制と自主管理のバランスの取れたリスク管理の在り方」について ・ リスク管理を行うにあたっては、市民を含む多様なステークホルダーの参加を保障すべきです。 ・ リスク管理の手法としては、自主管理は当然のこととして、規制(枠組み規制を含む)を原則とすべきです。 ・ リスク削減手法の検討にあたっては、少ないコストでより大きな削減効果を生む手法を採用すべきことは当然ですが、コストが高いからという理由でリスク削減策を講じなかったために犠牲者を出してしまうということにならないように注意する必要があります。 ・ より安全であることが確認された代替物質が存在する場合には、積極的に代替し、代替物質が存在しない場合には開発に努めるという代替原則はリスク削減に有効であると考えます。代替物質への転換を進める場合には、その安全性評価が行われることは当然の前提ですので、「安易な代替物質による新たなリスク発生を起こさないよう、」との表現は誤解を招きかねず、削除すべきと考えます。</p>	
	6	1	<p>該当箇所 p.17の最後から二段落め「その際、規制と自主管理の特徴を活かして、…」 * 意見内容: (1)「規制と自主管理の特徴を活かして、」の「規制」を「直接規制」に変更 (2)「…その自主管理の進捗状況を…」の最後を「仕組みも検討に値すると思われる」に変更</p>	<p>(1)に関し、ここでいう「規制」は「直接規制」には限られていないとの整理ですので、原文のままとさせていただきます。また、(2)に関し、ここでは、「自主管理」と「第三者が把握出来る仕組み」の組合せについて言及されている部分ですので、文章を変えない観点から原文のままとさせていただきます。</p>
	6	2	<p>(サプライチェーンにおけるリスク評価・管理の推進)(p18) 「なお、サプライチェーン上の個々の事業者によるリスク評価を推進する上で、共通基盤の要素については、例えば、標準化された曝露シナリオや簡易リスク評価手法等の基盤ツールの整備について更に強化していくとともに、業種や用途に応じた配慮を行い、中小企業を含めた広範囲な事業者が利用出来るようなツールの開発を行うことが必要である。」と述べられているが、これらは、リスク評価・管理を具体的に推進して行く上で、重要な項目であり、国によるこれらの基盤ツールの整備を更に強化し、取り進めて頂きたい。</p>	<p>基盤ツールの整備の更なる強化については、中間取りまとめでもその旨整理されているところですが、今後、具体的な基盤整備を進めるに当たっては、これを利用する立場の方々と十分連携の上、具体的検討を進めて参りたいと考えております。</p>
	6	2	<p>(サプライチェーンにおけるリスク評価・管理の推進)(p.18) 「なお、サプライチェーン上の個々の事業者によるリスク評価を推進する上で、共通基盤の要素については、例えば、標準化された曝露シナリオや簡易リスク評価手法等の基盤ツールの整備について更に強化していくとともに、業種や用途に応じた配慮を行い、中小企業を含めた広範囲な事業者が利用出来るようなツールの開発を行うことが必要である。」と述べられているが、これらは、リスク評価・管理を具体的に推進して行く上で、重要な項目である。事業者によりリスク評価の結果が異なるような事態を避けるため、国によるこれらの標準化された基盤ツールの開発と公開を是非とも進めて頂きたい。</p>	

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
6	2		<p>1) 該当箇所 ・6. リスク管理体制について ・サプライチェーン上におけるリスク評価・管理の推進 (P18)</p> <p>2) 意見 ・「また、サプライチェーン上での事業者レベルのリスク評価は、それぞれの事業者が行うことを基本としつつも、情報提供等の川上/川中/川下事業者間の役割分担については、個別のサプライチェーンの実態に合わせた形で、関係者間の明確化を図ることが必要である。」と記されている。これは、今後のサプライチェーン上のリスク評価・管理を推進する上で、重要な課題であると認識している。各事業者におけるリスク評価、管理は、本来サプライチェーン上の個々の事業者責任にて実施されるべきであり、これをまず前提要件として情報の伝達と共有化の仕組みを構築する事を明確にすべきである。</p>	<p>ご指摘の点は、今後、具体的な制度見直しを検討する際に留意して参ります。</p>
6	2		<p>該当箇所 p-18 サプライチェーンにおけるリスク評価・管理の推進 意見内容 中間取りまとめでは、情報提供の手段として、MSDS制度の充実・強化が挙げられているが、この目的のために過度にMSDSの強化(=記載項目の増加)を図ることは適当ではない。目的にあった共通の文書・書式を普及させるべきである。</p>	<p>中間取りまとめで整理された目的や基本的考え方に基づき、今後、当該部分の検討を深めて参ります。</p>
7	1		<p>[意見7-1] 東アジア諸国との関係については、日本が欧米先進国に立ち遅れてしまった主な要因を詳細に検証して改善の方策を早急に講ずる必要があります。経済社会システムのグローバル化や地域経済活動の相互依存性の更なる進展を考えると、化学物質管理のように主に技術的方法論に依拠した社会システムは、国際的な調和が望ましく、かつ、比較的容易に調和させることが可能でありませぬ。それゆえ、東アジアや東南アジアの諸国がOECDやEUの管理政策に引き寄せられるのは当然の成行きであります。</p>	
7	1		<p>[意見7-2] [意見7-1]に関連して、アジェンダ21第19章に基づく発展途上国支援プログラムである国連研修調査機関(UNITAR)の活動の一つに、欧米先進国が支援して発展途上国の化学物質管理能力を強化するプログラムがあります。発展途上国を支援する国にとってこのプログラムは、自国の管理政策を発展途上国に波及させる絶好の機会であり、アジア地域では中国、インド、タイ、カンボジア、マレーシア、フィリピン、インドネシアなどが欧米先進国の支援を得て管理能力の強化を進めています。 このような現況において、日本が国際支援に先立って取り組むべき優先課題は、錯綜として効率性や合理性に欠ける現在の化学物質関連法律制度を抜本的に組み直して、アジア地域の諸国にとっても対応しやすい国際的な調和に配慮した効率的かつ合理的な「化学物質総合管理」の法律制度に変革することです。</p>	<p>東アジア域内での国際協力の推進の必要性とその方法論については、中間取りまとめp19の「国際動向や国際協力への的確な推進」に整理されたところですが、ご指摘の背景事情も認識した上で、今後、具体的な国際協力を、産業界との連携の下、進めて参ります。</p>
7	1		<p>3) 19頁 下9行 BtoB とはなんのことですか</p>	<p>「BtoB」とは、「Business to Business」の略であり、「企業間の取り引き」を示す略語です。</p>
7	1		<p>(東アジア域内での共存・共栄に向けた国際協力の推進)(p19) 「また、我が国産業界が国際的に展開しているサプライチェーン網でのBtoBベースでの対応も図りながら、各国の化学物質管理政策の実態把握と化学物質管理に係る我が国の歴史・経験に基づく優良事例等の方法論の共有化といった具体事例に基づく実践的な協力を進めるべきである。併せて、キャパシティビルディングの根本は当該国における人材育成であることから、国レベル・工業会レベル・企業レベルといった各層での人材交流を、人材育成のための基盤整備とともに、多面的に展開していくべきである。」と述べられているが、同意する。本件に関しては、当協会も従前より、行政との連携の下、特にアジアにおけるキャパシティビルディングに積極的に対応し、貢献して来た。今後も引き続き、対応を継続し、さらに貢献して行く所存である。</p>	<p>ご指摘の産業界におけるこれまでの活動等を踏まえながら、今後、具体的な国際協力を、産業界との連携の下、進めて参ります。</p>
7	1		<p>国際動向や国際協力への的確な対応について(19頁) ・わが国が先進国としての責任を自覚しつつ、東アジア地域における化学物質管理能力の向上をめざして各国との協力をすすめることは当然です。したがって、前にも述べたように、開発途上国の廃棄物処理施設など汚染が最も深刻なスポットに焦点をあてて、化学物質管理の在り方について各国と十分に協議、協力をすすめるべきであると考えます。</p>	<p>審議の過程において委員から関連する指摘を頂いておりますが、このような課題に対する対応に関しては、関係省における関連する他の施策との関係も踏まえながら、検討していきたいと考えております。</p>
8	1		<p>該当箇所 2「検討にあたっての共通的な視点」 * 意見内容:点線囲みの最後の項目はリスクコミュニケーションに限定するものではなく、「政策過程への参加」に変更すべきという意見が提出された旨、脚注に加える</p>	<p>リスクコミュニケーションに関連して、中間取りまとめp7の第三段落にて、「化学物質の適正な管理を我が国全体で進めていくという観点からは、事業者、国民、NPO・NGO、専門家、行政といった関係主体が広く参加しうる「場」作りを進めながら」と整理されており、ご指摘の趣旨にも通ずる部分もあるかと思っておりますので、原文のままとさせていただきます。</p>

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	8	1	15. リスクコミュニケーション(20, 21 ページ) (1) 化学物質のリスクコミュニケーションの目的は、中間取りまとめにあるような「化学物質に係る関係者(事業者、国民、NPO、NGO、行政等)が、化学物質やその環境リスクに対する不安に適切に対応するため」という表現ではなく、「化学物質にはどのようなハザード及びリスクがあるのか、そのハザードやリスクはどのように管理されるのかについての情報を関係者が共有するため」とすべきである。 (2) 「化学物質やその環境リスクに対する不安に適切に対応するため」という理由で真のハザード情報を国民に知らせず、国や事業者都合の悪いことを隠すべきでない。労働者や消費者にハザード情報が十分に伝えられなかった事例にアスベストがある。国がリスクコミュニケーションを全く行っていないもうひとつの事例にナノがある。	
	8	1	(1) リスクコミュニケーションの特性を踏まえた効果の最大化 ・ 化学物質のリスクコミュニケーションの目的は、「不安に適切に対応するため」ばかりでなく、市民・NGOと行政、企業の関係者が、それぞれの立場の違いを十分に認識しながら、化学物質のリスクについての情報を共有し、意見を交換して理解と信頼の関係を築き、効果的にリスク削減を図っていくことにあります〔浦野統平編著「化学物質のリスクコミュニケーション手法ガイド」(ぎょうせい)4頁より〕。行政にとっても、施策の計画策定の初期からリスクコミュニケーションを行いながら施策を進めることはリスク管理政策を効率的に進められる方法であると、米国の「リスク評価及びリスク管理に関する米大統領/議会諮問委員会報告書」(佐藤雄也、山崎邦彦訳、化学工業日報社)でも記載されています。 また、米国NRCの報告書においても、リスクコミュニケーションは、一方的なものではなく、相互作用的な過程であり、厳密にリスクに関するものだけでなく、関連事項や意見、リスクメッセージに対する反応、リスク管理のための法的、制度的対処への反応などのメッセージを必然的に伴うものと表現されています。 中間取りまとめのリスクコミュニケーションの記述では、このようなリスクコミュニケーションの柔軟性や双方向性が伝わらず、かえって従来のリスクコミュニケーション(行政・企業が市民・住民に一方的に情報や見解、提案等のリスクメッセージを伝え、自分たちの方針を相手に受け入れさせることを目的としたもの)をイメージさせる表現となっていると思います。 したがって、リスクコミュニケーションに関する記述を本来のリスクコミュニケーションの趣旨を正しく表現するように訂正されるよう提案します。 ・ リスクコミュニケーションがうまくいかない要因としては、記載されている事項に加えて、上記のような古いリスクコミュニケーションの認識や、交通事故死のリスクとの比較などの適切でないリスク比較、科学的リスク評価の限界についての認識の隔たり、なども重要であると考えますので、これらについても記述されるよう提案します。 ・ リスクコミュニケーションが功を奏するには、その前提として、当事者が必要と思う情報が全て開示されていなければなりません。したがって、リスクコミュニケーションの効果最大化するためにも、徹底した情報開示を義務づけるべきです。	リスクコミュニケーションに関しては、審議の過程においても多くの指摘を頂いており、その際、一方通行ではない双方向の情報共有と意思疎通である旨の議論が行われました。中間取りまとめにおいては、その旨を表現したものでありましたが、誤解を招くところの指摘を踏まえ、以下の修正を致します。 中間取りまとめp20の第一段落 修正前:「化学物質のリスクコミュニケーションとは、化学物質に係る関係者(中略)が、化学物質やその環境リスクに対する不安に適切に対応するため、リスクやその対策に関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図るもの」 修正後:「化学物質のリスクコミュニケーションとは、化学物質に係る関係者(中略)が、それぞれの立場の違いを十分に認識しながら、リスクやその対策等に関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図り、理解と信頼の関係を築くためのもの」
	8	1	該当箇所 p.20 リスクコミュニケーションに関する内容 * 意見内容 経済産業省が委託した日本化学会など過去の検討結果がまったく議論されていなかった。リスクコミュニケーションの理解として非常に狭い内容になっており、過去の検討をふまえた内容を入れ込んでほしい	
	8	1	19 リスクコミュニケーション 20 頁 19-1 産業界の信頼の回復が必要 化学物質の安全性について、リスクコミュニケーションをはかっても、報道される大企業のデータのごまかしなどがあると、なかなか企業に対する信頼感が今ひとつとなるのではないかと、先ず企業のTopから、法令順守、企業の社会的責任などについて、社員に徹底をはかる必要がある。 19-2 周辺の地域住民だけでなく市民社会を対象にしたリスクコミュニケーションも必要 平成13年度に経済産業省が日本化学会に委託して行った、国内の化学物質のリスクコミュニケーションの調査では、事業場のリスクコミュニケーションは、ほとんど町内会が対象であった。しかし米国化学工業協会(ACC)のCAP制度は、(参考資料8-9頁)は周辺の事業場が一緒になり、市民の各分野の代表的な人と定期的な会合をもち、企業と市民社会の信頼関係を構築するものであり、私の訪問した工場では、毎月1回開催して成果を挙げているとの事であった。 19-3 リスクコミュニケーションの相互関係 リスクコミュニケーションの受け手は、市民が中心であるが、リスクアセスサーとリスクマネージャーとのリスクコミュニケーションも必要である。	ご指摘の点については、産業界として留意すべき事項として、認識の共有化を図って参ります。
	8	1	4) 20 頁 下 13 行 米国環境保護庁が1992年は誤り EPA Seven Cardinal Rules of Risk Communication OPA 87-020 April 1988 を発行したのは 1988 年 私はこの筆者の一人であるDr.Vincent T.Covello から貰っている なおこの7つの基本ルールには各項目説明があるが、これを全文日本語で紹介したのを見たことがない。メディアのニーズに合わせよ などは誤解されている ようである	ご指摘を踏まえ、以下の修正を致します。 中間取りまとめp20の第三段落冒頭 修正前:「米国環境保護庁が1992年に取りまとめた」 修正後:「米国環境保護庁が1998年に取りまとめた」
	8	1	(リスクコミュニケーションの特性を踏まえた効果の最大化)(p20) 「一般論としては、どのような分野・領域であれ、「リスク」を完全に排除すること、すなわち「ゼロ・リスク」を実現することは困難である。化学物質管理分野においても、このような「リスク」のそもそもの特性を理解した上で、これを最小化するための各種の方策を講ずることが必要であるが、関係者間での情報共有等透明性を高めた対応を取るためにも、リスクコミュニケーションの果たす役割は大きい。」とあり、「リスク」の概念に対する理解が深まってきていると思われる。本件に関連して、リスクに基づき管理を行うと言うことは、「ゼロ・リスク」を追求することではなく「許容できるリスクの範囲」について利害関係者が合意し、その範囲を維持すべく管理を行うと言うことであると理解している。	リスクの概念に関するご指摘の点については、今後とも、各

章	節	テーマ	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
	8	1	(リスクコミュニケーションの特性を踏まえた効果の最大化)(p.20) 「一般論としては、どのような分野・領域であれ、「リスク」を完全に排除すること、すなわち「ゼロ・リスク」を実現することは困難である。化学物質管理分野においても、このような「リスク」のそもそもの特性を理解した上で、これを最小化するための各種の方策を講ずることが必要であるが、関係者間での情報共有等透明性を高めた対応を取るためにも、リスクコミュニケーションの果たす役割は大きい。」とあり、「リスク」の概念に対する理解が深まってきていると思われる。本件に関連して、リスクに基づき管理を行うと言うことは、「ゼロ・リスク」を追求することではなく「許容できるリスクの範囲」について利害関係者が合意し、その範囲を維持すべく管理を行うことと考えている。しかし、いまだに一部のマスコミ、一般国民には化学物質性悪説が残っていると考えられ、これらに対して「許容できるリスク範囲」の理解を深めていくことは、国として重要な課題として捉えていただきたい。	ステークホルダー間での認識の共有化と相互理解が進むよう、関係者(事業者、国民、NPO・NGO、専門家、行政等)と協力して議論を深めて参ります。
	8	1	1) 該当箇所 8. リスクコミュニケーションや人材育成について 全般 (P20, 21) 2) 意見 ・構成として、リスクコミュニケーションと人材育成を独立した項立てとすべき	リスクコミュニケーションと人材育成については、審議の過程において一体的に議論された結果、このような構成になっておりますので、原文のままとさせていただきます。
	8	1	・該当箇所: 「8. リスクコミュニケーションや人材育成について」の人材育成に向けた長期的戦略について ・意見内容: 「一方、現状をみると、企業におけるリスク評価・リスク管理等を行う人材の不足が課題になっている」とのことですが、市民レベルや行政においても、ハザード評価・リスク評価を行う人材は決して十分と言えない状況にあります。ハザード評価、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの各段階・各分野で必要とされる専門家の要件を明確にし、国全体として人材育成ロードマップを作成したうえでの取り組みが必要と考えます。	
	8	2	20 人材育成 公害防止管理者のような、「化学物質管理者」の資格をつくり、また事業場に化学物質管理委員会のような制度を組織することも考えられる	
	8	2	(人材育成に向けた長期的戦略)(p21) 「我が国における化学物質管理を更に推進していくためには、制度や枠組みの整備、実施体制の整備・強化とともに、ハザード評価や暴露・リスク評価手法の確立や知的基盤の整備が必要であり、そのためにも、実際にリスクの管理・削減等に取り組む人材を確保・育成していくことが不可欠である。また、リスク管理自体、企業の経営問題として対応していくことの重要性が増している。」と述べられている点については、産業界も問題点として認識しており、各ステークホルダーが連携し、人材育成や教育に対処していくべきであると考えます。	人材育成に関しては、審議の過程においても、化学物質の適正な管理を我が国全体で進めていく上で、極めて重要な要素であるとの議論が多く行われました。 なお、人材育成を強化していくに当たっては、行政だけでなく、市民、NPO・NGO、産業界、学識経験者、教育関係者、学会、行政等が、互いに協力して取り組むべき旨委員会でも合意が得られているところです。 中間取り纏めの趣旨に則り、また、頂いたご意見も踏まえながら、今後、具体的な対応に向けた議論を広く関係者と深めて参ります。
	8	2	(2) 人材育成に向けた長期的戦略 ・毒性学、疫学、生態影響等について教育システムの強化が急務であるとの認識は全く同感です。そのための高等専門教育をはじめとする教育制度の見直しに早急に着手されるよう提案します。 また、国民への普及・啓発を促進させるためには、初等教育段階から、学校教育課程において化学物質のリスクに関する教育を実施すべきであると考えます。 ・双方向のコミュニケーションであるリスクコミュニケーションを成功させるには、科学的知識はもとよりですが、コミュニケーションについての基本的ルール(相手の話をよく聴き、正しく理解した上で発言する、相手の立場に身を置いて考え、発言する、事実に基づき、根拠を示して意見を述べる、批判のための批判ではなく建設的提案を心がけるなど)を身につける必要があります。さらに、コミュニケーターには、対立を解消して創造性を引き出すウィン・ウィン・アプローチの修得が求められます。化学物質のリスクコミュニケーションに関わる人々の中には理系出身者も少なくないと思われませんが、そうした人々に対するリベラルアーツの教育を強化することも重要であると考えます。	
	8	2	該当箇所 p.21 人材育成の四段落目「その際には、…」 * 意見内容 例示されている専門性が「毒性、リスク評価」と、自然科学の知見の中でもきわめて偏っている。自然科学的な専門分野以外の分野の例示を追加されたい。	
	8	2	該当箇所 p.21 人材育成に向けた長期戦略 * 意見内容 長期戦略の一環として、住民がリスクコミュニケーションを要請できるような制度、リスクコミュニケーションにあたって独自に専門家を雇えるような制度も必要と思われるので、そのような制度の検討も含めてほしい	
	8	2	・該当箇所: 全体 ・意見内容: 代替法開発・評価のための人材育成をするべきある。	